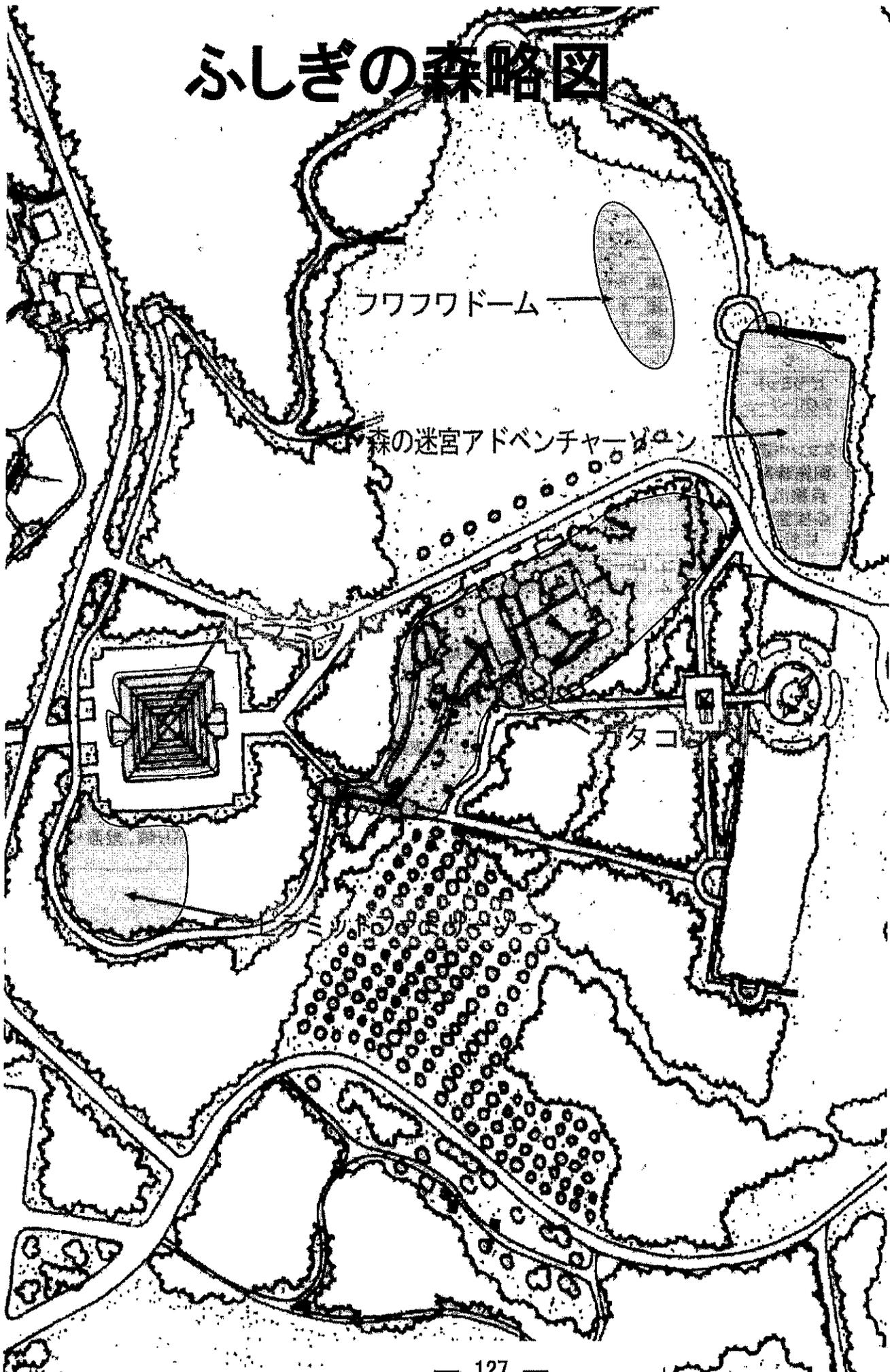


ふしぎの森略図



フワフワドーム

森の迷宮アドベンチャーゾーン

タコ

ヤッホーの森遊具点検仕様書

1 実施時期

点検日は、4月、7月に実施するふしぎの森遊具点検に合わせて実施すること。

2 点検対象遊具（別紙図参照）

(1) 旧ちびっこ広場ゾーン

- ・シーソー
- ・ブランコ
- ・コンビネーション遊具
- ・ローラーすべり台
- ・凸凹ステップ

(2) 旧アスレチックコースゾーン

- ・ジャンボジャングルジム
- ・ゆらゆらUFO
- ・サーフィン
- ・ムササビジャンプ
- ・ボールシュート及びリングシュート
- ・スラローム

(3) 旧森河のとりでゾーン

- ・ジャンボすべり台

3 各点検箇所共通事項

(1) 点検は一般財団法人北海道子どもの国協会職員立会の下実施すること。

(2) 点検は次の内容を確認又はすること。

- ① 各取り付け具の磨耗、損傷、腐食、締付状態等の確認
- ② 遊具本体（金属部・ゴム部）の亀裂、腐食、破損等の確認
- ③ ネット、ロープ等繊維部の磨耗、損傷及び取り付け状態の確認
- ④ ローラー、ベアリング等の可動部品の損傷、磨耗等の確認
- ⑤ スペリ台等滑走面の亀裂、破損等の確認
- ⑥ 遊具本体の状態確認
- ⑦ 支柱等補助部位(品)の確認
- ⑧ その他専門的見識から点検が必要と認められる部位の確認

4 各点検箇所の結果に伴う対処

各点検内容の確認の結果、各点検箇所に不具合が認められた場合は、その不具合を解消するための必要な措置を講ずること。なお、この場合の必要な措置とは、取り付け具の増締め及び取り付け位置の矯正、潤滑剤の補充等の軽微な整備とする。

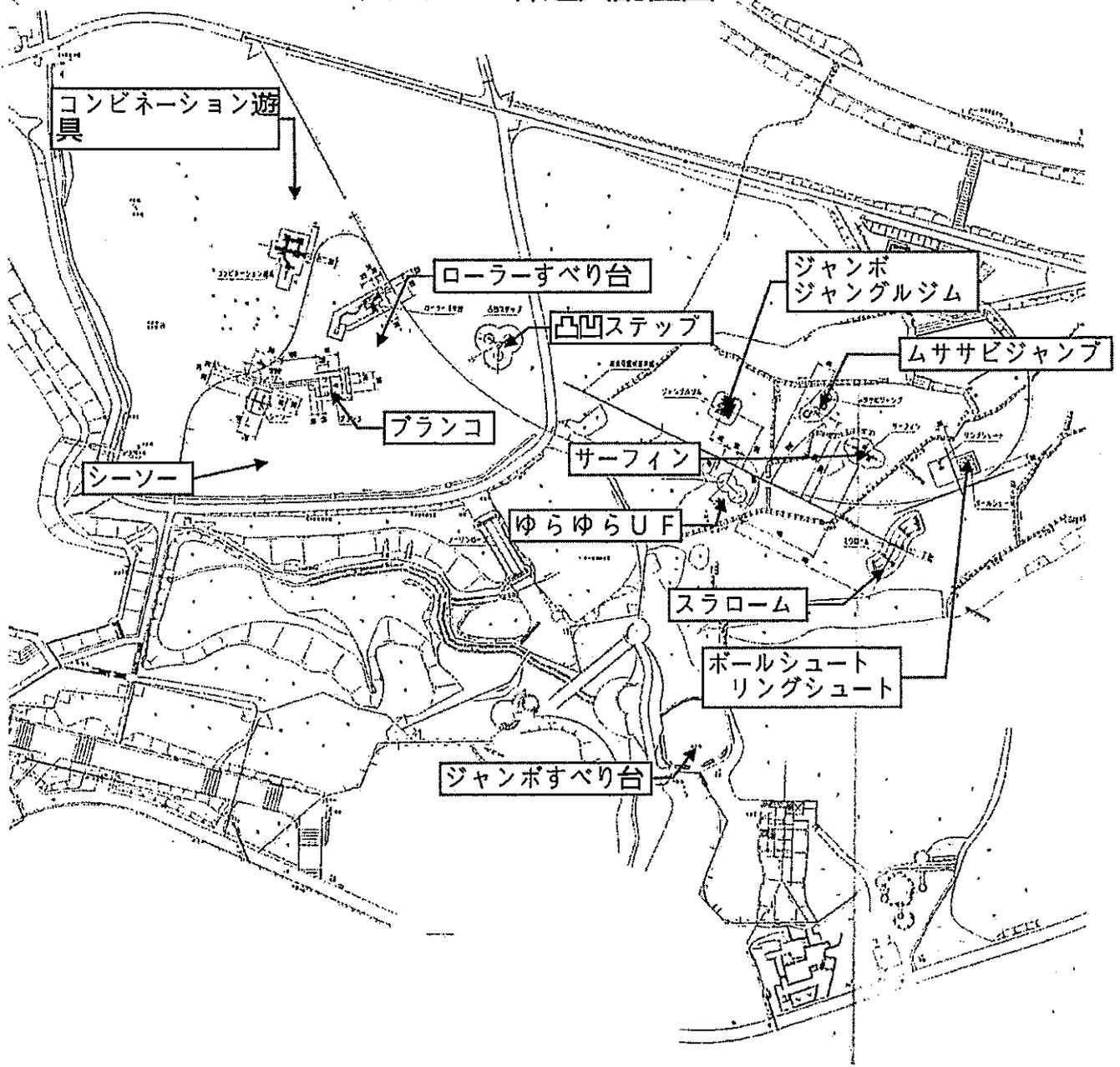
5 点検結果報告書

点検終了後は、別紙の点検結果報告書を提出すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定すること。

ヤッホーの森遊具配置図





令和 年 月 日

点検者 _____ ㊟

立会者 _____ ㊟

ピラミッド・ピラミッドファミリーゾーン遊具点検結果報告書

O~確認(異常なし) ・ /~該当なし ・ A~増締め ・ B~潤滑剤補充 ・ C~部品交換 ・ D~要修繕 ・ E~使用禁止

	点 検 項 目						特 記 事 項
	各取の付け具の状態	本体木部・金属部の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	
ターザンロープ							
ブランコ							
スライダー							
トランポリン							
ネットハンモック							
縄はしご							
ジャンポリン							
ソウさんスベリ台							
すべりっこ							
つり橋							
ネットトンネル							
登はん棒							
ネットはしご							
落下防止ネット							
ドームスライダー							
ラセンスベリ台							
テーブル							
ベンチ							
クッションアイランド							
クミパネ							
ピラミッドファミリーゾーン							
ステンレスローラーライダー							
タイヤブランコ付あずまや							
スベリ台付あずまや							
カバくん							
備考							

令和 年 月 日

点検者 _____ ⑩

立会者 _____ ⑩

カタコンベ・フワフワドーム遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・ノ～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点 検 項 目							特 記 事 項
	各取り付け具の状態	本体の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
ト □ ツ コ								
カタコンベ（地中埋設管）								
□ - プ ウ ェ -								
ゆ ら ゆ ら 橋								
つ 橋								
ウェーブクライムネット								
だ ん だ ん ネット 砦								
ネ ッ ト ブ リ ッ ジ								
ザウルスウェーブクライム								
フ ワ フ ワ ド - ム								
備 考								

令和 年 月 日

点検者 _____ ㊟

立会者 _____ ㊟

森の迷宮(アドベンチャーゾーン)遊具点検結果報告書

O~確認(異常なし) ・ /~該当なし ・ A~増締め ・ B~潤滑剤補充 ・ C~部品交換 ・ D~要修繕 ・ E~使用禁止

	点 検 項 目						特 記 事 項
	各取り付け具の状態	本体の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	
レンジャーロープ							
ゆらゆら丸太							
雲 梯							
スイングネット							
ネット渡り							
シグザグラダー							
スパイラル展望台							
かざぐるまクライム							
平均台タイプC							
吊 り 輪							
壁 渡 り							
ロ ー プ 渡 り							
き ね 渡 り							
丸 太 ス テ ッ プ							
吊 鐘 鳴 ら し							

備 考

令和 年 月 日

点検者 _____ ㊞

立会者 _____ ㊞

ヤッホーの森遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・/～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点 検 項 目							特 記 事 項
	各取り付け具の状態	本体（金属部）の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ロープ・ヘアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
シ　　ー　　ソ　　ー								
ブ　　ラ　　ン　　コ								
コンビネーション遊具								
ローラーすべり台								
凸 凹 ス テ ッ プ								
ジャンボジャングルジム								
ゆらゆらUFO								
サ　　ー　　フ　　ィ　　ン								
ムササビジャンプ								
ボールシュート・リングシュート								
ス　　ラ　　ロ　　ー　　ム								
ジャンボすべり台								
備 考								

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、清掃業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の清掃業務仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月10日から令和5年10月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)金 円)を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 甲は、乙に対して業務終了の翌月の15日(当該日が銀行の休日に当たる場合はその翌営業日)までに委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(従業員等)

第8条 乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

(報告義務)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
 - (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。
- 4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。
- 5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第11条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第11条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
- 3 第11条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第14条 乙は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌 田 昌 市

乙

委託料業務別内訳書

区 分	単価	予定数量	金 額
ネイパル砂川床ワックス掛け		2回	
子どもの国管理事務所床ワックス掛け		1回	
ファロスピサの斜塔ガラス拭き		1回	
計			

※金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

清掃業務仕様書

1 清掃内容及び作業範囲

(1) 床ワックス掛け

① 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川

宿泊室、体育館、厨房、ボイラー室、保健室、宿直室等ワックス掛けに馴染まない床材を使用している部分を除き、全ての床にワックス掛けを施すこと。(別紙図1参照)

② 北海道子どもの国管理事務所

機械倉庫、車庫、宿直室等ワックス掛けに馴染まない床材を使用している部分を除き、全ての床にワックス掛けを施すこと。(別紙図2参照)

(2) 高所ガラス拭き

ファロス及びピサの斜塔のガラス部分とする。

※別紙図3参照

2 作業時期

業務ごとの作業時期は次のとおりとする。

(1) 床ワックス掛け

① 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川については、年2回の4月及び10月に実施すること。

② 北海道子どもの国管理事務所については、年1回4月に実施すること。

(2) 高所ガラス拭き

ファロス及びピサの斜塔のガラス拭きは、7月に実施すること。

3 業務機材等

業務に必要な機材及び資材は全て乙の負担とし、作業に伴う電気、水道は甲の負担とする。

4 報告義務

各業務終了後は、別記様式により甲に提出すること。

5 その他

(1) 各業務の日程については、業務担当員と協議の上実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項は、業務担当員と協議の上決定すること。



別記様式

清掃業務報告書

実施日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
実施場所	
実施内容	
特記事項	

上記のとおり清掃業務を完了しましたので報告します。

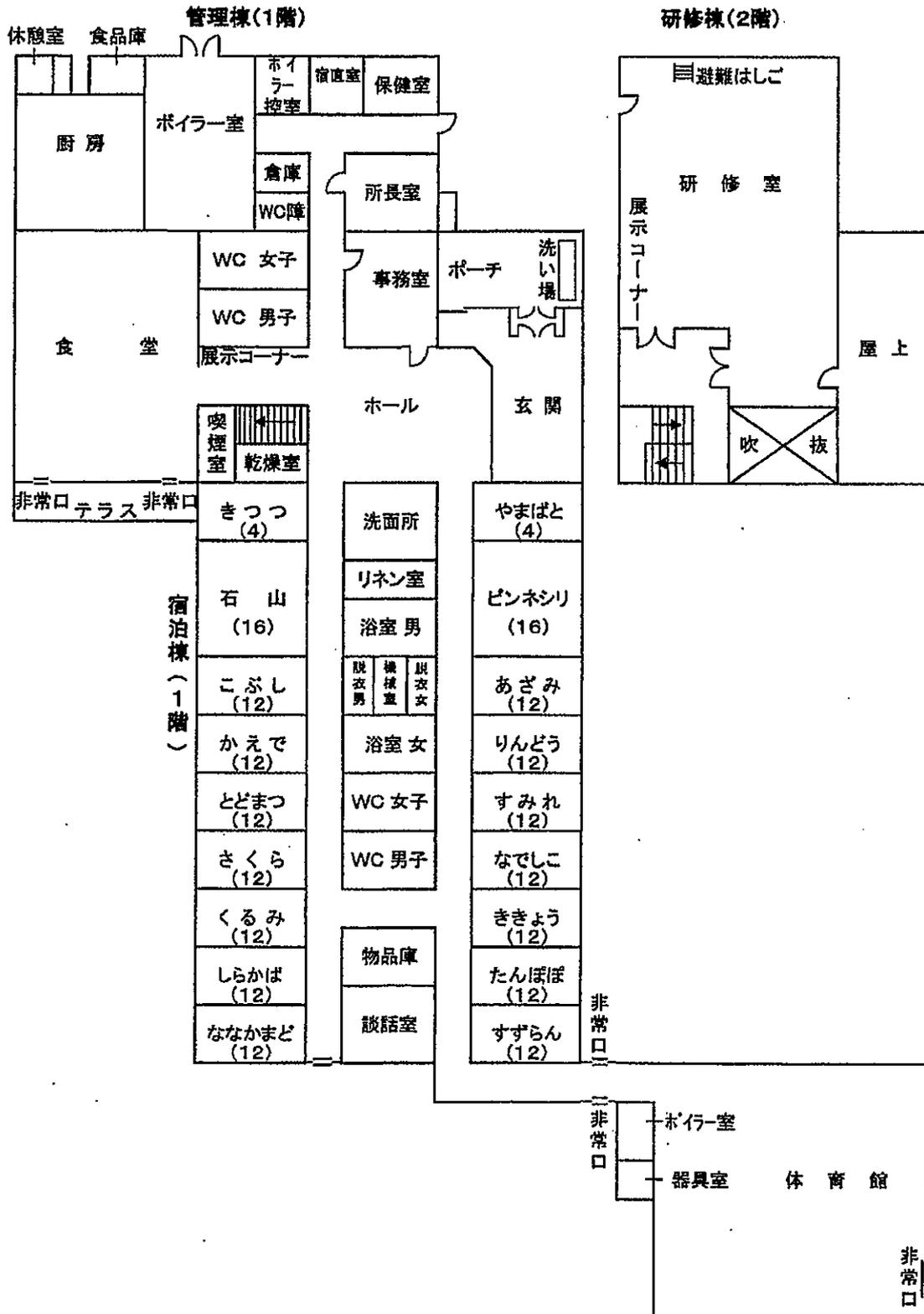
年 月 日

会社名

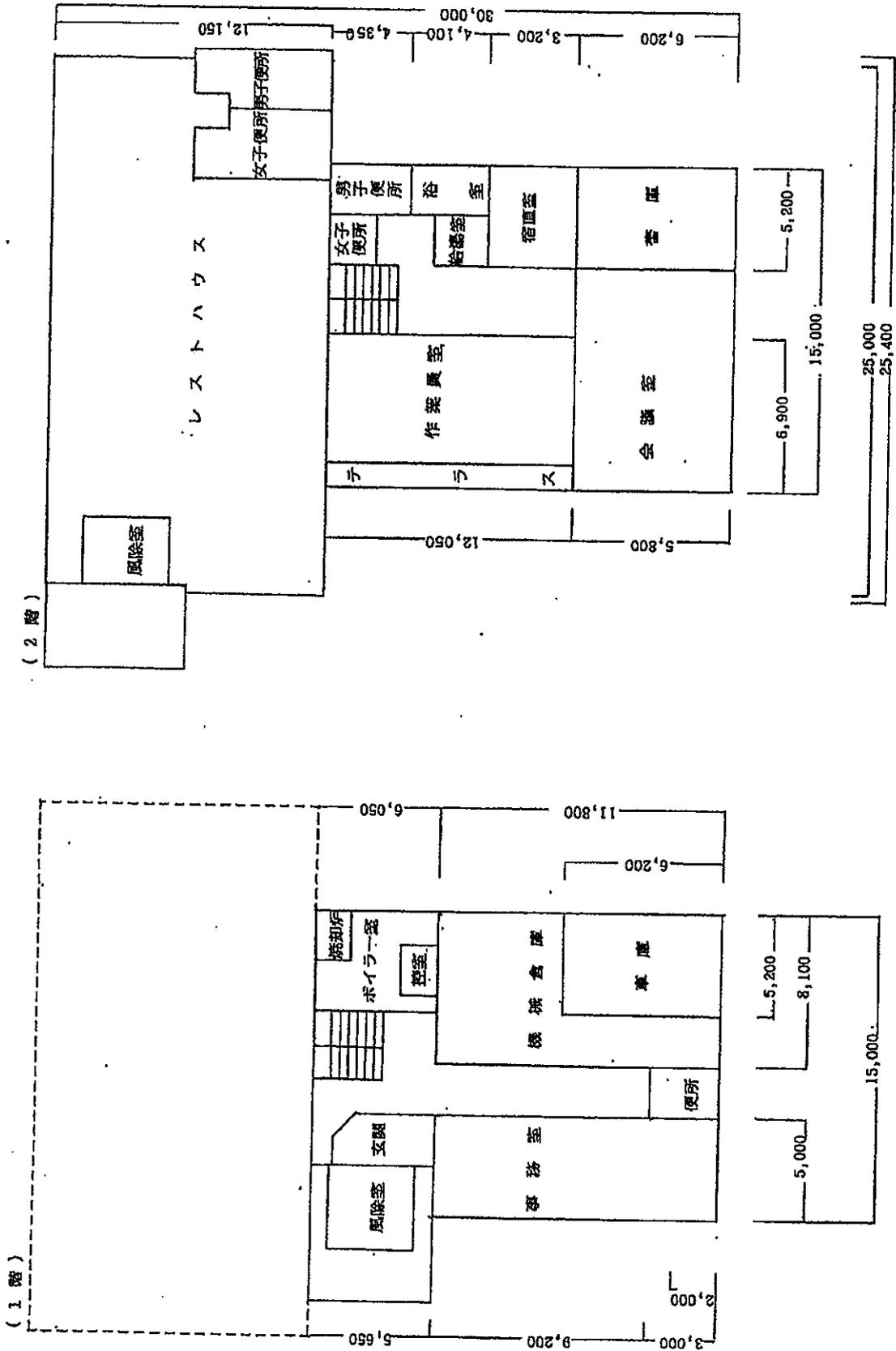
印

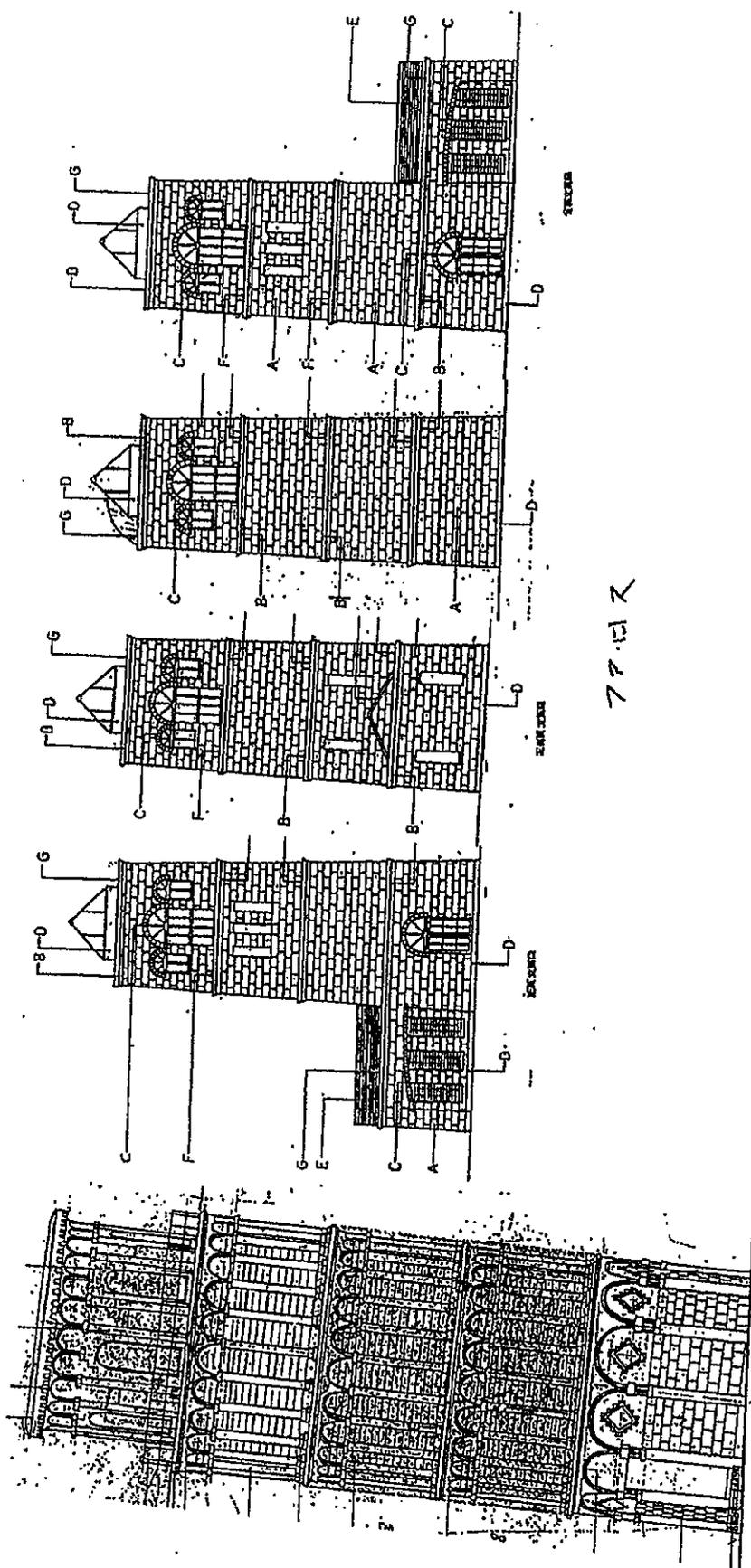


砂川少年自然の家 平面図



北海道子どもの国公園管理棟・レストハウス平面図







委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、障がい者用リフト点検業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の障がい者用リフト点検業務仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月10日から令和5年7月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円(点検1回につき金 万 円))を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙に対して点検実施の翌月15日(当該日が銀行の休日の場合はその翌営業日)までに前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第8条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第9条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(報告義務)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

5 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

第12条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第12条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 第12条第2項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 5 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
 - 6 乙は、第12条第6項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
- 第13条の2 乙は、この契約に関して、第12条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第14条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

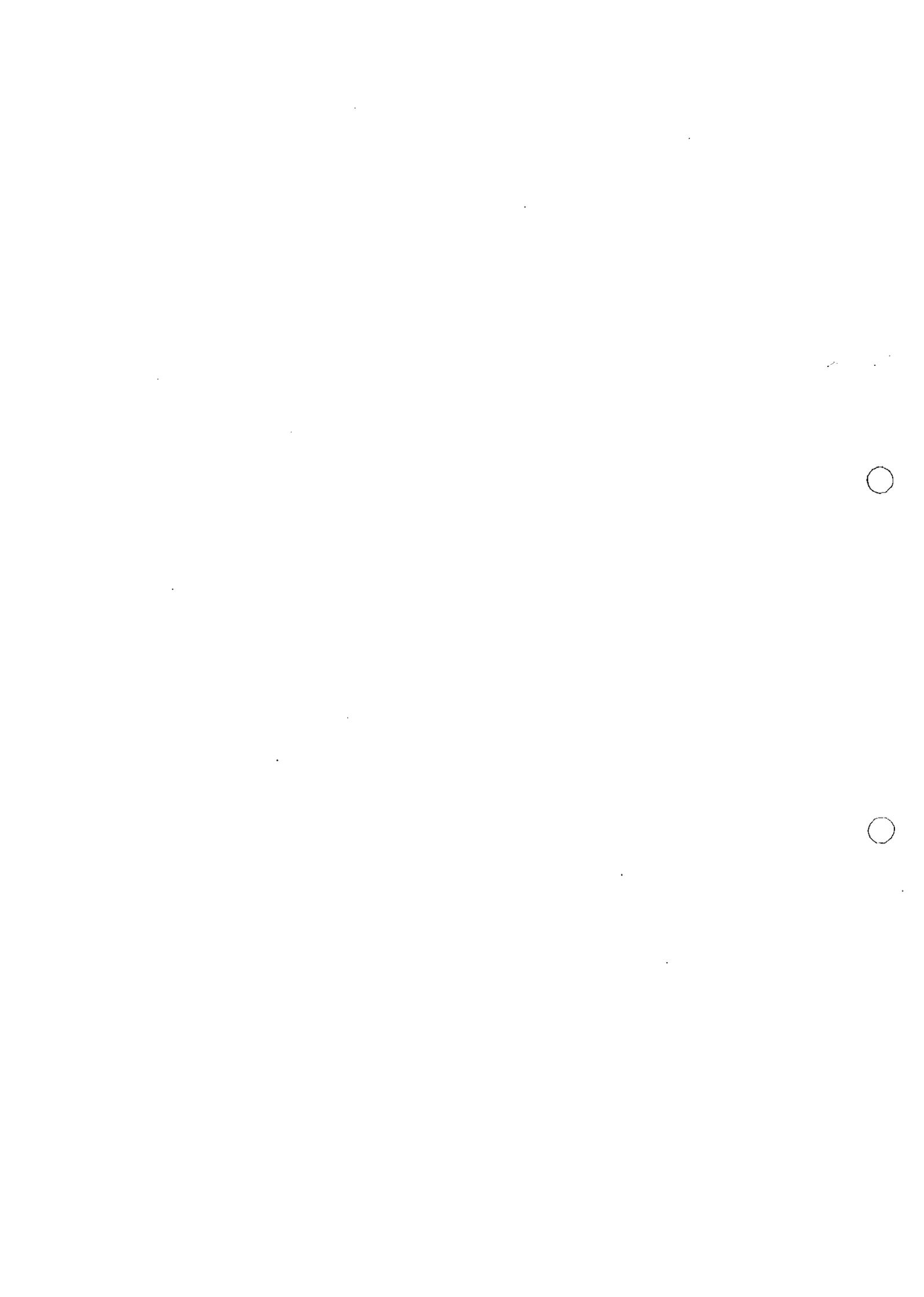
第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙



障がい者用リフト点検業務仕様書

1 点検実施施設名称及び位置

施設名称 北海道子どもの国障がい者用リフト
施設位置 ふしぎの森内ピラミッド正面入口

2 点検実施時期及び日時

点検時期は、4月及び7月の年2回とし、実施日時については、業務担当員との協議の上決定するものとする。

3 点検実施要領

- (1) 乙は、技術員を派遣し、各部を詳細に点検、調整、清掃、注油を行うこと。
- (2) 点検、調整、及び清掃に必要な消耗品は、乙において準備すること。
- (3) 必要と認める部品取替え、又は修理工事は、その旨遅滞なく甲に報告し、その許諾を得て施工するものとする。この場合の一切の材料費、修理費は別途算出し、甲の負担とする。ただし、その修理が現場において出張技術員が1時間以内に完了し得る小修理の場合は、その費用は乙の負担とする。

4 報告義務

乙は、乙が通常使用する標準的な点検表により点検結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

5 その他

この実施仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議の上決定する。



請 書

1 契約事項 園内車両整理業務

2 請負代金 1日あたり 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

次の条件で、一般財団法人北海道子どもの国協会の指示どおり履行することをお請けします。

- (1) 履行期間 令和5年5月3日から令和5年5月7日まで
- (2) 業務場所 北海道子どもの国内
- (3) 業務内容 別紙園内車両整理業務実施仕様書のとおり。
- (4) 代金の支払 業務実施後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。
- (5) 履行遅滞 請負代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。
- (6) 解 除 契約の条項に違反した場合又は契約を履行する見込みがないと認められた場合は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、請負人は、解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとし、かつ、請負予定代金の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

令和 年 月 日

住 所
請負人
氏 名

印

一般財団法人 北海道子どもの国協会
理 事 長 鎌 田 昌 市 様



園内車両整理業務仕様書

この仕様書は、一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）が発注し（以下「乙」という。）が請ける園内車両整理業務(A)に適用する。

1 実施日

令和5年5月3日から5月7日までの5日間

2 実施時間

8:30から16:30までの8時間

3 実施場所

北海道子どもの国園路及び駐車場

4 特記事項及び人員配置

業務内容は、別紙1園内車両整理業務共通特記事項に示す一般共通事項と警備員番号①から③までの業務とし、その警備員の配置場所は別紙1図に示す①から③までの場所とする。

5 実施報告

別紙2「実施結果報告書」により業務実施日ごとに報告すること。

6 業務の中止

甲は、天候等の理由により業務を中止することができるものとし、中止の場合の通知方法等は次のとおりとする。

- (1) 業務を1日間中止する場合は、甲は乙に対して、中止する日の前日の午後3時までにその旨を通知するものとする。
- (2) 実施時間の途中で業務を中止する場合は、甲は乙の現場責任者にその旨を通知するものとする。
- (3) (1)により業務を中止した場合は、請負代金の支払いは無いものとし、(2)により中止した場合は、業務実績が、始業時から4時間未満の場合は警備業務費の半日分、4時間をこえる場合は、警備業務費の1日分の請負代金を支払う。

7 その他

- (1) 乙は、業務の中止などの連絡調整に当たる担当者を定め、その担当者の氏名並びに連絡先を甲へ提出すること。
- (2) この仕様書及び別紙特記事項に定めのない事態が発生した場合は、甲乙双方協議の上決定する。



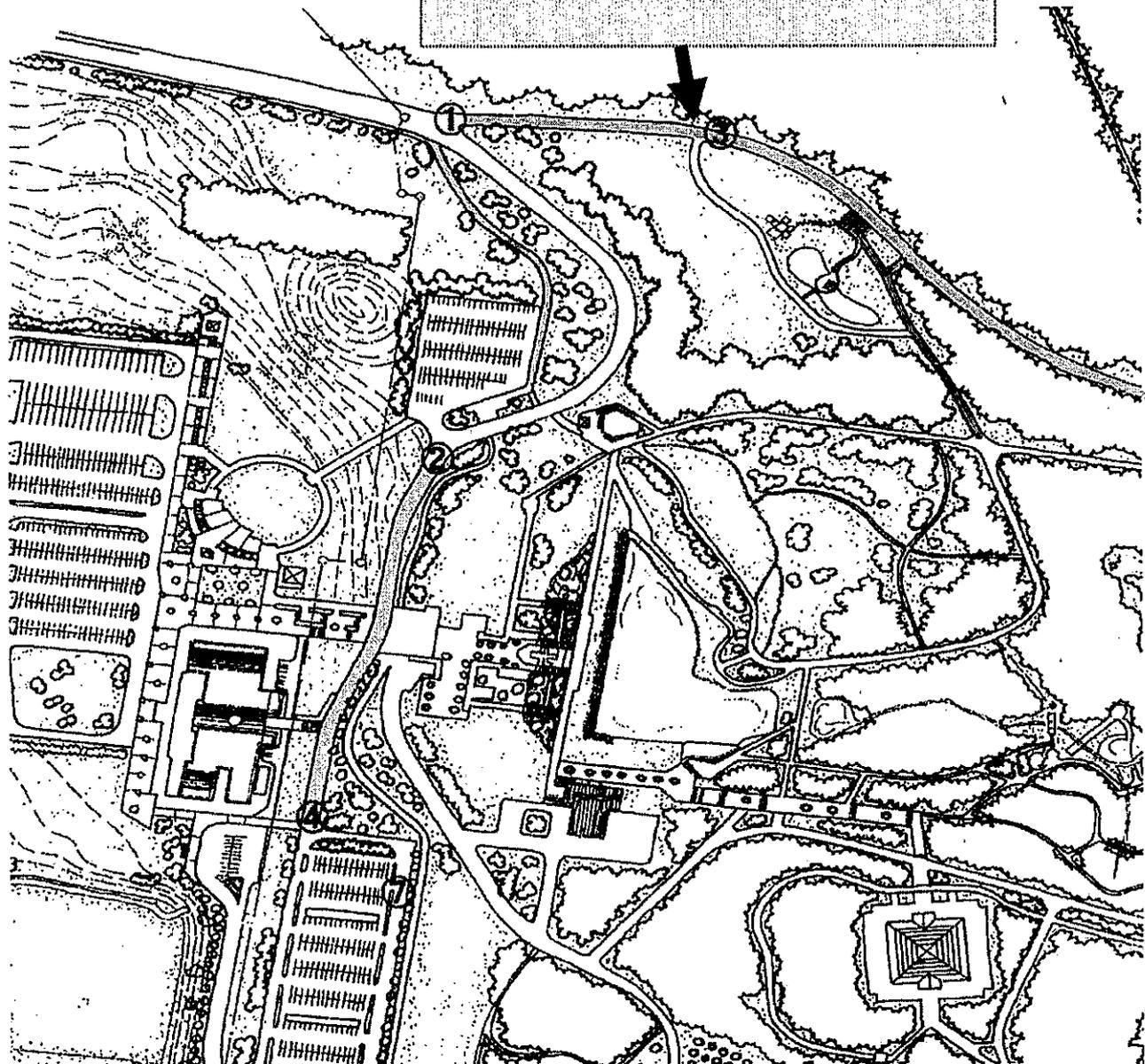
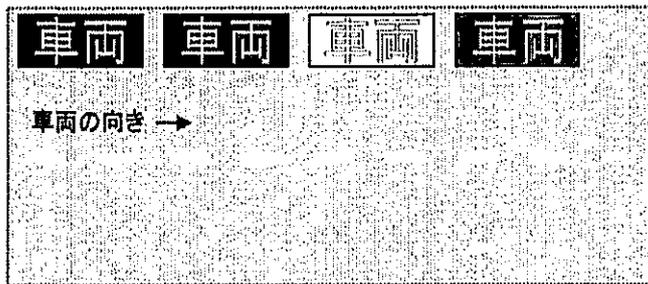
1 一般共通事項

- (1) 歩行者の安全確保を最優先的に配慮し、通行する車両を誘導すること。
- (2) 原則として、車両通行止め区間に、一般の車両を通行させないこと。
- (3) 駐車場内の整理は行わないが、満車になった場合は、車両の進入を禁止すること。
- (4) 南駐車場の大型車駐車帯に普通車を駐車させる場合は、間隔に注意すること。
- (5) 駐車場が満車になった場合の駐車方法を指示すること。(北口園路の路側帯への縦列駐車)
- (6) 配置する警備員には無線器を携帯させ、警備員間の連携を図ること。

2 警備員配置と業務内容

- (1) 警備員の配置は、別紙1図のとおりとする。
- (2) 業務内容詳細(期間中共通)
 - ① 警備員①は、北口から進入する車両を駐車場へ誘導し、北駐車場が満車になったときは、北口園路の路側帯へ縦列で駐車するよう口頭で伝えること。
 - ② 警備員②は、北駐車場入口付近の車両を整理し、同駐車場が満車になった場合、北口園路の路側帯へ駐車するよう伝えること。
 また、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあつては、普段は通行止め区間である旨伝えること。
 - ア 子どもの国の管理車両が通行する場合
 - イ 子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合
 - ウ 南口方向へ移動を希望する車両が通行する場合
 - エ 警備員④の方向から移動する車両が向かって来た場合
 - オ 緊急車両が通行する場合
 - ③ 警備員③は、北口園路の路側帯へ駐車する車両に対し、縦列で、かつ、車両と車両との間隔に配慮し駐車するよう伝えること。なお、その際、対面交差の支障となるような位置に駐車しないよう伝えること。
 - ④ 警備員④は、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあつては、普段は通行止め区間である旨伝えること。
 - ア 子どもの国の管理車両が通行する場合
 - イ 子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合
 - ウ 北口方向へ移動を希望する車両が通行する場合
 - エ 警備員②の方向から移動する車両が向かって来た場合
 - オ 緊急車両が通行する場合
 - ⑤ 警備員④から⑦までは、南駐車場の一方通行帯を逆進させないこと。
 特に警備員⑤については、ハイウェイオアシス館職員及び荷役等の関係者、並びに障がい者が同乗していない車両を交通ターミナル方向へ侵入させないこと。
 - ⑥ 警備員⑥は南駐車場が満車となった場合、臨時駐車場となる公園北口へ向かうよう指示すること。





警備員配置—①～⑦

車両通行止め区間—

路側帯への縦列駐車区間—

北口サブアプローチ園路—

見晴らし広場園路—

※砂川 SA スマートインターチェンジ設置に伴い、本図が示す園路と実際の園路との状況にかい離がありますのでご承知おきください。



完了確認

決裁権者	合議	担当
------	----	----

実施結果報告書

1 業務名 園内車両整理業務

2 実施日 令和 年 月 日 曜日 天候

3 実施時間 : から : まで

4 実施人員数 名

5 特記事項

以上、業務結果を報告します。

令和 年 月 日

会社名

印



請 書

1 契約事項 園内車両整理業務(ウインターフェスティバル対策)

2 請負代金 金 万 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

次の条件で、一般財団法人北海道子どもの国協会の指示どおり履行することをお請けします。

- (1) 履行期日 令和 6年2月4日
- (2) 業務場所 北海道子どもの国内
- (3) 業務内容 別紙園内車両整理業務仕様書のとおり。
- (4) 代金の支払 業務実施後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。
- (5) 履行遅滞 請負代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。
- (6) 解 除 契約の条項に違反した場合又は契約を履行する見込みがないと認められた場合は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、請負人は、解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとし、かつ、請負予定代金の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

平成 年 月 日

住 所

請負人

氏 名

印

一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市 様



園内車両整理業務(ウインターフェスティバル対策)仕様書

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)が発注し(以下「乙」という。)が請ける園内車両整理業務(ウインターフェスティバル対策)に適用する。

1 実施日

令和6年2月4日

2 実施時間

9:00から15:00までの6時間

3 実施場所

北海道子どもの国園路及び駐車場

4 特記事項及び人員配置

別紙1特記事項並びに警備員配置図に示すとおりとする。

5 実施報告

別紙2「実施結果報告書」により業務実施日ごとに報告すること。

6 業務の中止

甲は、天候等の理由により業務を中止することができるものとし、中止の場合の通知方法等は次のとおりとする。

- (1) 業務を1日中止する場合は、甲は乙に対して、中止する日の前日の午後3時までにその旨を通知するものとする。
- (2) 実施時間の途中で業務を中止する場合は、甲は乙の現場責任者にその旨を通知するものとする。
- (3) (1)により業務を中止した場合は、請負代金の支払いは無いものとし、(2)により中止した場合は、業務実績が、始業時から3時間未満の場合は警備業務費の半日分、3時間をこえる場合は、1日分の請負代金を支払う。

7 その他

- (1) 乙は、業務の中止などの連絡調整に当たる担当者を定め、その担当者の氏名並びに連絡先を甲へ提出すること。
- (2) この仕様書及び別紙特記事項に定めのない事態が発生した場合は、甲乙双方協議の上決定する。

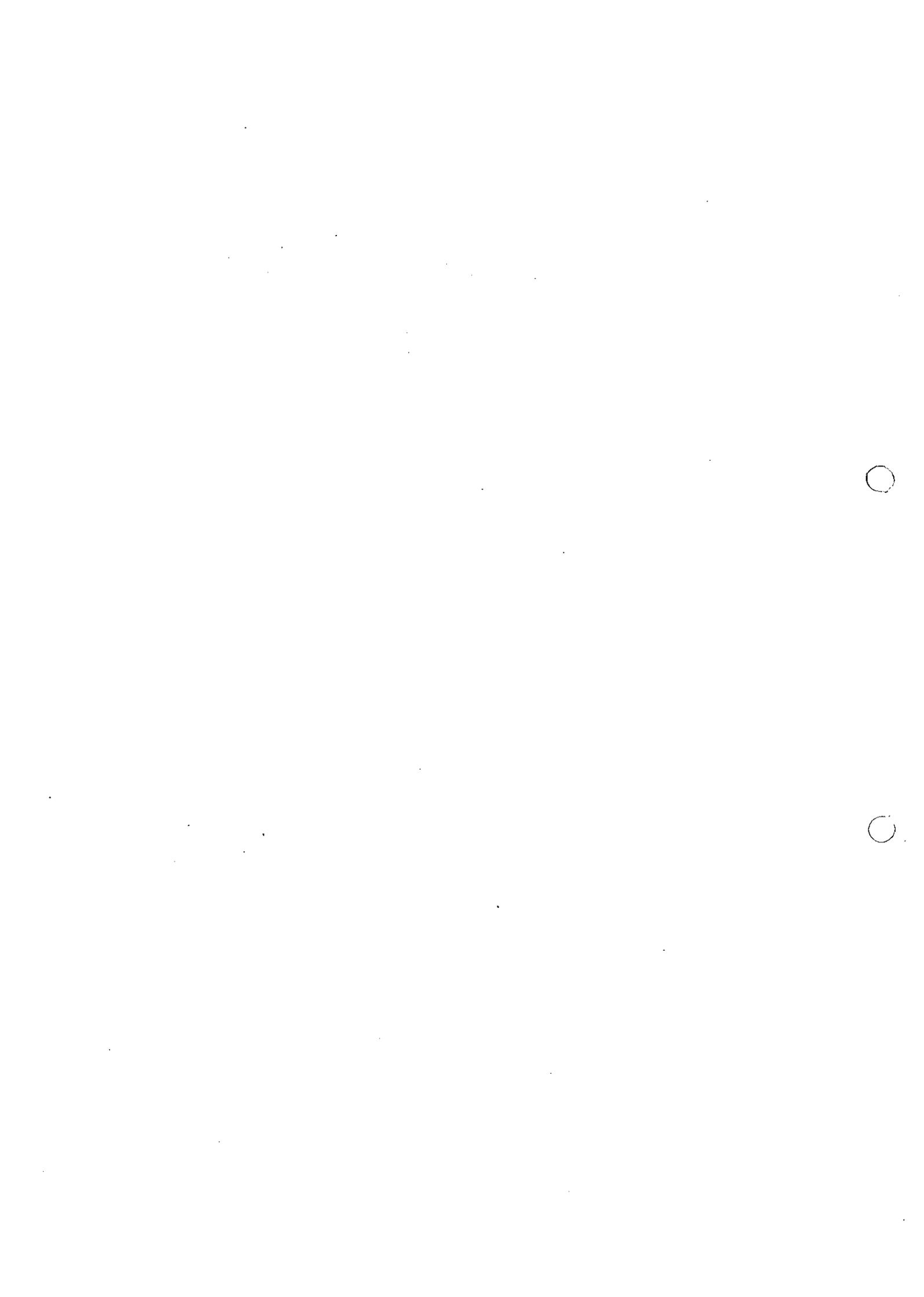


1 一般共通事項

- (1) 歩行者の安全確保を最優先的に配慮し、通行する車両を誘導すること。
- (2) 原則として、車両進入禁止区間に一般利用者の車両を進入させないこと。
- (3) 南口駐車場内の整理を行い、一つの区域が満車になった場合は、順次隣の区域へ誘導すること。
- (4) 全ての駐車場区域が満車になった場合、空きスペースが確認されるまで待機するよう指示すること。
- (5) 配置する警備員には無線器を携帯させ、警備員間の連携を図ること。

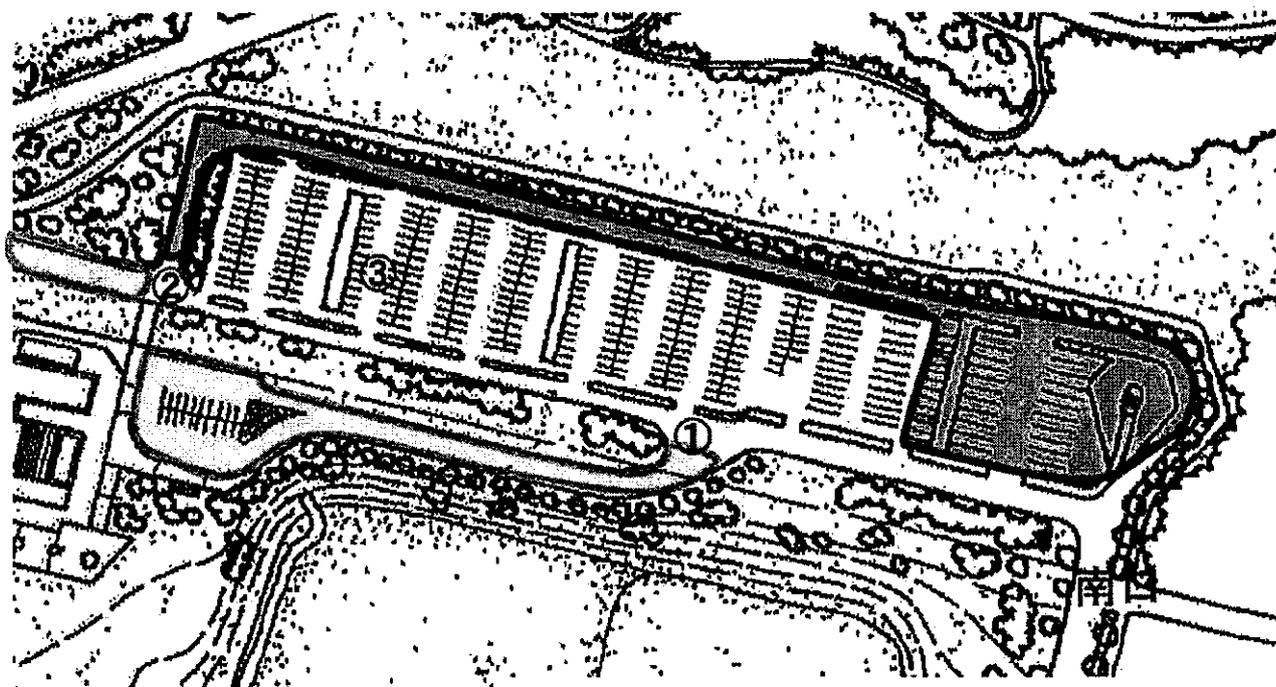
2 警備員配置と業務内容

- (1) 警備員の配置は、別紙1-①図のとおりとする。
- (2) 業務内容詳細
 - ① 警備員①は、南口方向から進入してきた車両を駐車場へ誘導し、一般の車両(「車イス」表示の車両を除く。)を交通ターミナルへ進入させないこと。
 - ② 警備員②は、一般の車両をイベント会場方向へ進入させないこと。
 - ③ 警備員③は、南口駐車場内における車両の整理を行うこと。なお、常に空きスペースの確認を行い、一般車両のスムーズな誘導に努めること。
 - ④ イベントの各コーナー開催場所は概ね別紙1-②図のとおりであり、利用からの問い合わせに対応できるよう準備すること。



ウィンターフェスティバル警備員配置図

別紙 1-①図



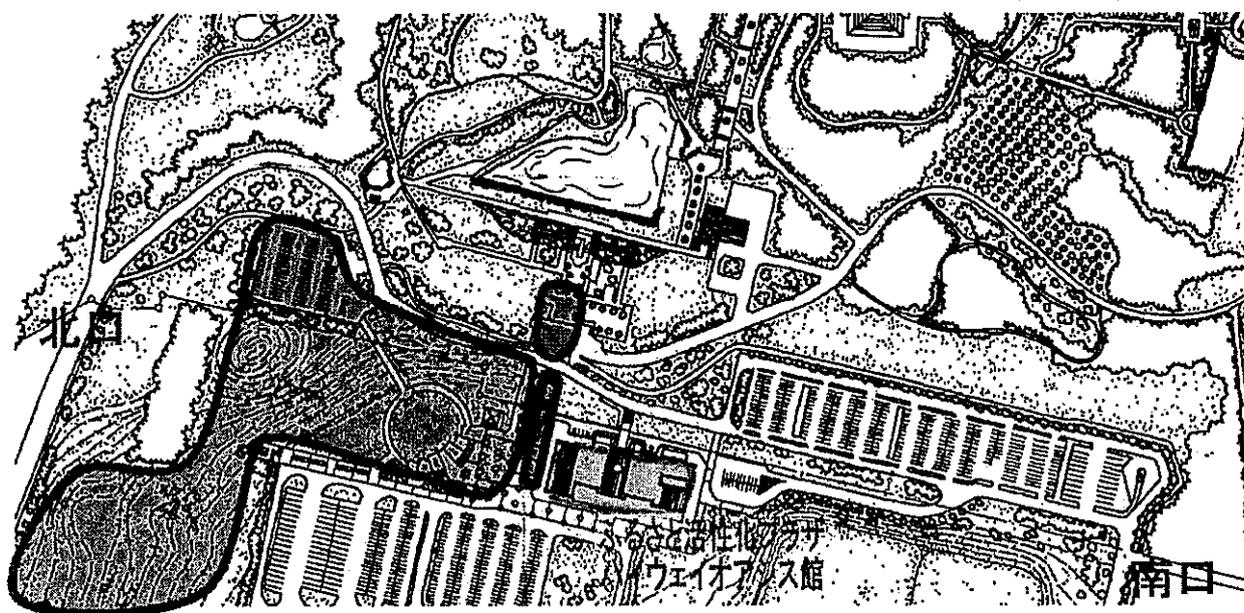
※ スマートIC 開通のため
現状と図とに相違があります。

警 備 員 配 置 ①～③

車両進入禁止区間 ———

南口駐車場使用不能区域 —■—

別紙 1-②図



■ — スノーラフティングコーナー

■ — すべり台コーナー

■ — 屋内遊具ひろばコーナー

— 雪遊びコーナー (※もちまき会場)



完了確認

決裁権者	合議	担当
------	----	----

実施結果報告書

1 業務名 園内車両整理業務

2 実施日 令和 年 月 日 曜日 天候

3 実施時間 : から : まで

4 実施人員数 名

5 特記事項

以上、業務結果を報告します。

令和 年 月 日

会社名

印



委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、水遊び施設保守業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の水遊び施設保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年5月15日から令和5年9月30日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)を業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 第2条第1項に定める仕様書以外に調整等を行う場合は、甲が別途手数料を乙に支払うものとする。

3 甲は、乙に対して業務実施月の翌月15日(当該日が銀行の休日である場合はその翌営業日)までに前月分の委託料を支払うものとする。

4 委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(従業員等)

第8条 乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

(報告義務)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
 - (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手續等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。
- 4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。
- 5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第11条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第11条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
- 3 第11条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌 田 昌 市

乙

委託料業務内訳

(円)

業務区分	金額
シーズン開始時点検	
シーズン中間点検	
シーズン終了時点検	
池床面・ポンプピット清掃 1 回	
池床面・ポンプピット清掃 2 回	
計	

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

水遊び施設保守業務仕様書

1 この要領は、一般財団法人 北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)が委託し、(以下「乙」という。)が請ける水遊び施設保守業務に適用する。

2 業務対象施設名称及び位置

- (1) 施設名称 北海道子どもの国水遊び施設
 (2) 施設位置 別紙図面参照

3 業務内容

(1) 施設保守

保守時期及び内容は次のとおりとし、各時期の期間内において必要な調整等を行うこと。

① シーズン開始前(業務開始日～5月31日)

循環ポンプ、濾過機、動力制御盤、各種バルブ等設備の点検及び調整を行うこと。
 なお、池の循環水が午前10時から午後4時まで自動的に流れるよう、また、池に溜まる水量及び噴出する水高が適度になるよう調整すること。

② シーズン中間(7月中旬)

循環ポンプ、濾過機、動力制御盤、各種バルブ等設備の点検及び調整を行うこと。

③ シーズン終了後(9月10日～9月30日)

- ア ポンプピット内及び濾過機等の循環水を抜き、循環ポンプの越冬作業を行うこと。
 イ 動力制御盤、濾過機、各種バルブ等の点検及び調整を行うこと。

(2) 水遊び施設の池及びポンプピット内清掃

水遊び施設の池の床面、噴水ノズルピット、並びにポンプピット内清掃の内容は次のとおりとし、甲の指示があったときに清掃を実施すること。なお、清掃の回数は最大2回までとするが、状況により2回目の実施を行わないこともあり得る。

① 清掃内容

ア 水遊び施設床面及びポンプピット内の清掃にあたっては、制御機器を一度停止し高圧噴射(洗浄)器を使用し清掃すること。

イ 清掃の際は、汚水をポンプピット内に残さないよう努めること。

ウ 清掃終了後は、制御機器等が確実に作動するよう調整すること。

② 使用機材

ア 清掃に必要な機材は全て乙が用意し、毎回運搬し園内に常設してはならない。

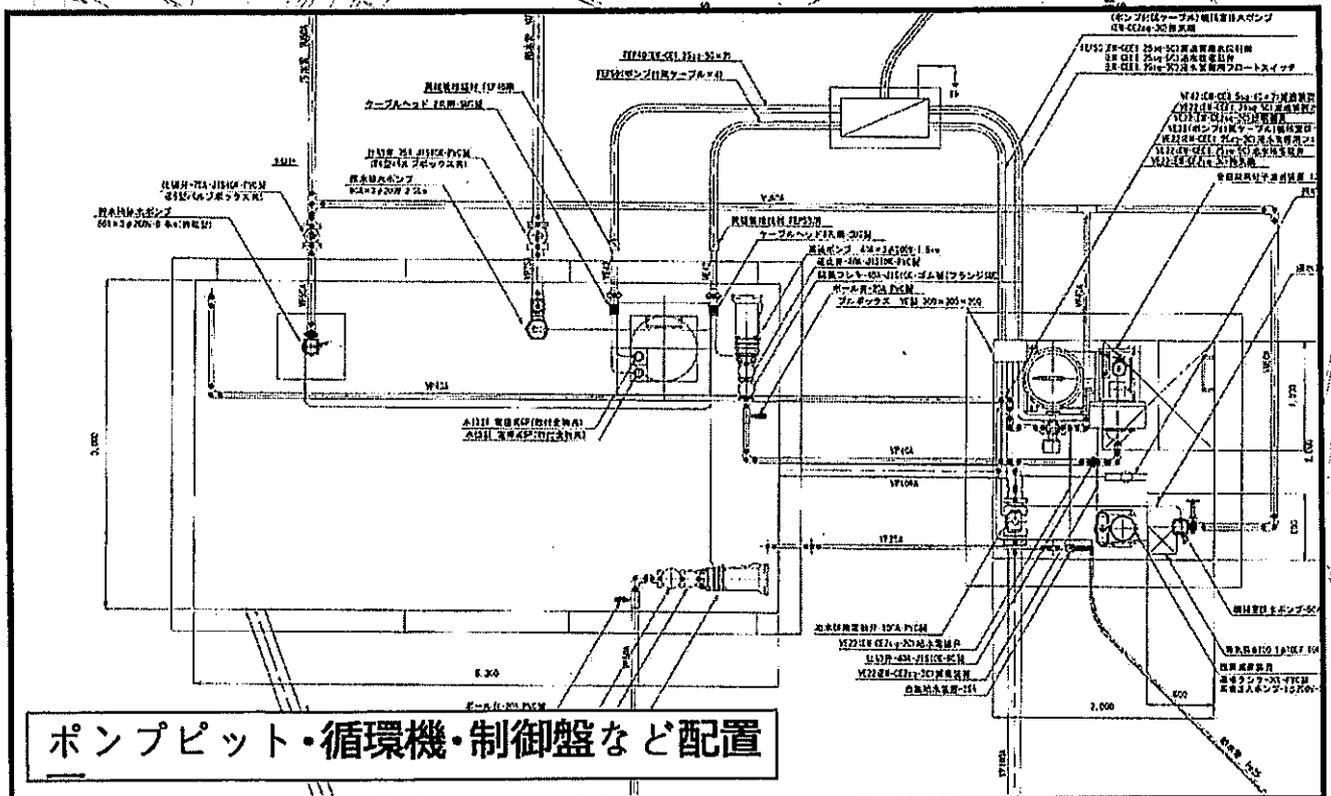
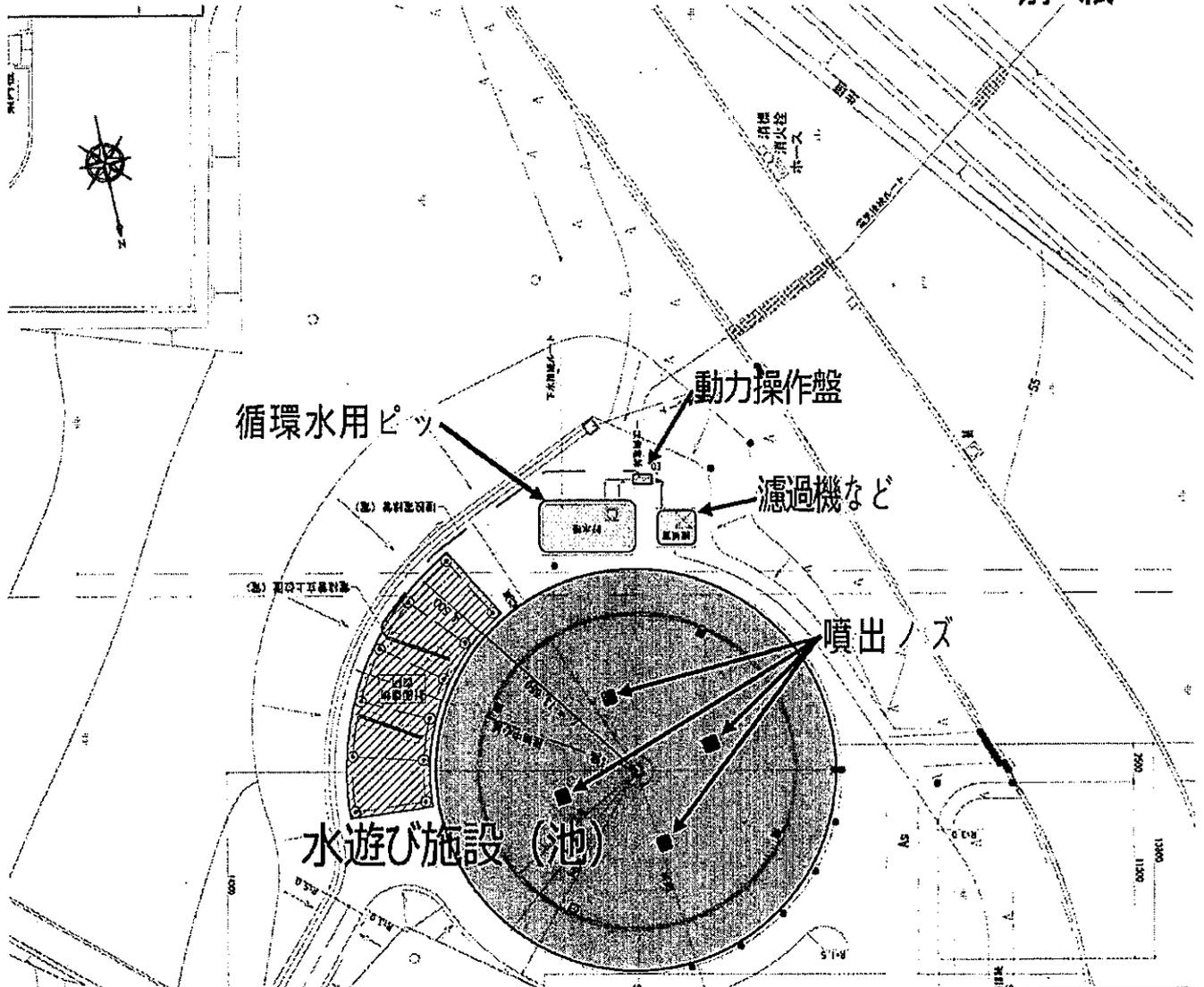
イ 機材の規格及び数量は次のとおりとする。

機材等名	数量	規 格
高圧噴射(洗浄)器	1基	21ℓ/min 50kgf/cm ² 程度(200Vでも可) エンジン式
運搬車両	1台	ライトバン 又は 1tトラック程度

4 報告

- (1) シーズン開始前、中間、終了後の各点検実施後は、別紙様式1により甲に報告すること。
- (2) 床等の清掃実施後は、清掃中状況を撮影した写真を添付し、別紙様式2により報告すること。
- (3) 各業務中に施設の異常や故障を認めた場合は、すみやかに甲に報告し、その都度甲と協議するものとする。その際、部品交換等に係る費用は、甲の負担とする。







水遊び施設保守業務点検表

別紙様式1その1

測定記録					
名称:水景操作盤			製造会社:札幌制御システム(株)		
漏電ブレーカー					
部品番号	名称	定格電流(A)	テストボタン		備考
MCCB 1	主幹	50AF/50AT	良	否	
ELCB 1	噴水ポンプ	30AF/20AT	良	否	
ELCB 2	機械室排水ポンプ	30AF/15AT	良	否	
ELCB 3	貯水槽排水ポンプ	30AF/15AT	良	否	
ELCB 4	雨水排水ポンプ	30AF/20AT	良	否	
MCCB 5	濾過装置	30AF/20AT	良	否	
MCCB 6	主幹	50AF/30AT	良	否	
MCCB 61	機械室器具	30AF/10AT	良	否	
MCCB CN	コンセント	30AF/15AT	良	否	
運転タイマー設定時間					
	1回路(水張)	2回路(噴水)			
ON					
OFF					
動作チェック			判定		備考
噴水ポンプ渴水停止			良	否	
噴水ポンプ復帰			良	否	
補給水ON			良	否	
補給水OFF			良	否	
雨水排水ポンプ運転			良	否	
雨水排水ポンプ停止			良	否	
水張運転(噴水ポンプ運転・電動ボール弁「閉」)			良	否	
循環運転(噴水ポンプ運転・電動ボール弁「開」)			良	否	
備考					

測定記録					
名称:濾過装置操作盤			製造会社:明和工産(株)		
形式:MBF-1ARU型					
ブレーカー					
部品番号	名 称	定格電流(A)	テストボタン		備 考
ELB 1	主幹	30AF/15AT	良	否	
備 考					
動作チェック			判 定		備 考
運転信号で停止			良	否	
運転信号で運転			良	否	
塩素滅菌装置連動			良	否	
濾過工程			良	否	
逆洗工程			良	否	
			良	否	
			良	否	
備 考					

点検記録				
ポンプ				
名称:噴水ポンプ			製造会社:新明和工業(株)	
形式:TB502			容量:50A×3φ200V-1.5kW	
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 8.7 A 測定電流 A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	
備考				
ポンプ				
名称:濾過ポンプ			製造会社:新明和工業(株)	
形式:TB402			容量:40A×3φ200V-1.5kW	
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 8.7 A 測定電流 A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	
備考				

点検記録				
ポンプ				
名称:貯水槽排水ポンプ		製造会社:(株)川本製作所		
形式:WUO3-505-0.4TLG		容量:50A×3φ200V-0.4kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 2.6 A 測定電流 A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	
備考				
ポンプ				
名称:貯水槽雨水ポンプ		製造会社:(株)川本製作所		
形式:WUO3-655/805-2.2		容量:80A×3φ200V-2.2kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 10.5 A 測定電流 A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	
備考				

点検記録				
ポンプ				
名称:機械室排水ポンプ			製造会社:(株)川本製作所	
形式:WUO3-505-0.4TLG			容量:50A×3φ200V-0.4kW	
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 2.6 A 測定電流 A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	
備考				

点検記録					
濾過器 高分子濾過機			製造会社: 株式会社 かわがらす		
形式: MBF-1ARU型			処理水量: 12m ³ /h		
点検項目	判定基準		判定		備考
濾過器本体	外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
	漏水チェック	各接続部からの漏水の有無	良	否	
	濾材	つまり、汚れの有無	良	否	
	エアー抜き弁	動作確認	良	否	
	電動五方弁	動作確認	良	否	
ブロー 東浜工業(株) SD-200s型	電流測定	定格電力値以下なこと	良	否	定格電流 2.0 A 測定電流 A
	絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
	ギヤオイル	量、汚れ具合	良	否	
	騒音	異常音がないこと	良	否	
	振動	異常振動がないこと	良	否	
	Vベルト	張り状態、亀裂の有無	良	否	
滅菌機 タクミナ製 CLPW-30- ATCF-HWJ型	外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
	漏水チェック	各接続部からの漏水の有無	良	否	
	電流測定	定格電力値以下なこと	良	否	定格電流 0.1 A 測定電流 A
備考					

水遊び施設清掃完了報告書

清掃実施日	年 月 日 曜日
作業時間	時 分 ~ 時 分
池床面の状況	良好 ・ 不良
ポンプピット状況	良好 ・ 不良
循環水の状況	良好 ・ 不良
濾過器の状況	良好 ・ 不良
備考	特記事項

上記のとおり清掃を実施しましたので報告します。

年 月 日

会社名

印



委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、樹木管理業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、樹木管理業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の樹木管理業務仕様書(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和 5年 5月 15日から令和 5年 6月 30日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 万 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 万 円)を乙に対し業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 甲は、乙に対して業務終了の翌月の15日(当該日が銀行の休日に当たる場合はその翌営業日)までに委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(従業員等)

第8条 乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

(報告義務)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手續等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。

4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第11条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

3 第11条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

- 6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙

別 紙

委 託 料 業 務 別 内 訳

業 務 区 分	金 額 (円)	実施月日
樹 木 病 虫 害 防 除		
イチイ(円錐) 1回目		
イチイ(円錐) 2回目		
トチの木 1回目		
トチの木 2回目		
ブンゲンストーヒ 1回目		
ブンゲンストーヒ 2回目		
フジの木 1回目		
フジの木 2回目		
シダレ桜 1回目		
シダレ桜 2回目		
計		

※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

共通仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は、北海道子どもの国協会が発注する維持管理業務に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。
- (3) 設計図書(仕様書を含む以下同じ)に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

- (1) 業務担当員とは、発注者から業務施工の監督権限を行使するものとして、請負業者に通知した者をいう。
- (2) 指示とは、業務担当員が請負業者に対し、書面で示し実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、請負業者が業務担当員に報告し、業務担当員が事前に了解することをいう。
- (4) 協議とは、業務担当員と請負業者が対等の立場で合議することをいう。

3 業務工程表

- (1) 請負業者は、あらかじめ業務実施に必要な工程(施工順序及び方法又は材料、主要機械の搬入配置計画等)を作成し、業務担当員に提出して承諾を得なければならない。
- (2) 工程表の様式は業務内容に応じた方式とする。
- (3) 業務担当員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画を提出しなければならない。
- (4) 業務に変更が生じたときはその都度修正のうえ業務担当員に提出して、承諾を得なければならない。

4 交通事故と労働災害の防止

- (1) 請負者は、委託業務の遂行に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。

5 業務完了の確認

- (1) 請負業者は、別に定める仕様書により委託業務を行い、その記録を業務旬報、業務写真にし、業務担当員に提出するものとする。
- (2) 請負業者は、業務の完了時に(数回に分かれる業務はその都度する)社内検査等により業務終了の確認を行い、その結果を業務担当員に必要書類(完成届、旬報、写真等)をもって提出し、承認を得るものとする。

6 その他

委託契約書第6条第1項ただし書きにより再委託等の承諾を得ようとするときは、その委託する業者の所在地、代表者名、資本金、受注実績(受注先、受注金額)、従業員数、再委託の業務に係る主な設備等の概要を添えて承諾の申請をすること。



◎ 業務記録写真撮影要綱

適用

撮影は発注者が指定する箇所及び当然記録に残す必要があると思われる箇所について行わなければならない。

撮影方法

1 撮影位置等の表示

- (1) 写真には業務名、撮影場所、業種を明記した黒板を入れて行うこと。
- (2) 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の工作物等を背景に入れること。
- (3) 位置の確認を容易にするため、一枚の写真では位置が不明となる場合は、複数枚を貼り合わせること。

2 その他

- (1) 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。
- (2) 撮影は同一方向に一定してとること。
- (3) 撮影は各業種について、業務前、作業状況、完成後について行うものとする。
- (4) 必要に応じて、遠方とアップを撮影すること。

整理編集

1 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

2 写真帳の大きさ

写真帳の大きさは、原則としてA-4判を標準とする。

3 写真等の整理

写真撮影後は速やかに現像、焼き付けし、業務の進行順に写真の余白に説明をつけ整理しておくこと。

4 写真帳等の提出

業務が完了したときは、写真帳を提出すること。



樹木管理業務仕様書

樹木病虫害防除

(1) 一般事項

- ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全と対象樹木の薬害に十分注意すること。
- イ 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて、最も効果的な方法で行うこと。
- ウ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すること。
- エ 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害被害部分を中心にむらなく散布すること。
- オ 散布に際しては、風上を背にして風下に向かって行うこと。また来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。
- カ 散布作業は、人体への影響も十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。

(2) 樹木病虫害防除指針

ア 防除対象木〔イチイ〕

- a 害虫名〔イチイカタカイガラムシ〕
- b 生態

年1回の発生で、冬の間は体長約1mmの幼虫が枝や葉にくっついて過ごしている。この幼虫は背中にクリーム色をした平たく柔らかいカイガラを持っているが、翌春それが成長し、6月には茶色で半球型の堅いカイガラ（直径約2.5mm）になる。産卵は6月～7月にカイガラの下側で行い、この卵は7月に孵化する。孵化幼虫は体長約0.5mmで、主にその年に伸びた枝や葉に定着して、幼虫のまま越冬する。

c 防除法

本種は堅いカイガラが出来てしまうと、擦り取るぐらいしか防除のしようがない。そのため孵化したての幼虫に対して防除を行う。

(使用薬剤)

MEP（スミチオン）またはイノキサチオン（カルホス）

(散布時期)

幼虫の孵化期間がながいので、5～6月の間に2回行うものとする。

イ 防除対象木〔トチの木〕

- a 害虫名〔クスサン〕
- b 生態

年1回の発生。越冬した卵は春に孵化し、最初は黒い幼虫が新葉の裏側に群がって食害する。成長するにつれて分散して食害するようになり、老齢（本園では6月下旬）になると暴食する。幼虫は齢期によって体色が変わり、終齢では背面が青白色になって、スカシダワラと呼ばれる繭をつくる。（幼虫期間約2ヶ月）成虫は秋に発生し、枝や幹に産卵する。

c 防除法

(使用薬剤)

MEP（スミチオン）

(散布時期)

概ね5～6月の間に2回を予定し、幼虫の孵化の時期を観察して行う。

ウ 防除対象木〔ブンゲンストウヒ〕

- a 害虫名〔ドイツトウヒマダラメイガ〕

b 生 態

年1世代、若齢幼虫のときに葉内に潜って越冬する。

幼虫は集団で虫糞と枯葉をつづって巣を作る。食害は5~6月に大きくなり、巢も目立つようになる。巢の中で繭を作り蛹になる。成虫は6月中旬~7月下旬に孵化する。

c 防 除 法

幼虫期間は虫糞と枯葉をつづった巣の中で生活するため、薬剤による防除はあまり効果がみられなかった。そのため、成虫孵化時期を中心とした防除を試みることにする。

(使用薬剤)

MEP (スミチオン)

(散布時期)

概ね6月の間に2回予定し、観察の結果により行う。

エ 防除対象木 [フジの木]

a 害 虫 名 [マイマイガ]

b 生 態

樹幹などに生まれた卵で越冬し、幼虫は風に乗って分散して広がります。

5~6月ころには5cm以上に達する大きさとなり、葉を食害して丸坊主にしてしまいます。

c 防 除 法

目につく幼虫を捕殺する。

(使用薬剤)

MEP (スミチオン)

(散布時期)

概ね5~6月の間に2回を予定し、観察の結果により行う。

オ 防除対象木 [しだれ桜]

a 害 虫 名 [マイマイガ]

b 生 態

樹幹などに生まれた卵で越冬し、幼虫は風に乗って分散して広がります。

6月ころには5cm以上に達する大きさとなり、葉を食害して丸坊主にしてしまいます。

c 防 除 法

目につく幼虫を捕殺する。

(使用薬剤)

MEP (スミチオン)

(散布時期)

概ね5~6月の間に2回を予定し、観察の結果により行う。

(3) 病 虫 害 防 除 薬 剤 散 布 数 量

ア イチイ (円錐H=2m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
カルホス乳剤	500ml×4本	1回当
展 着 剤	100ml×6本	1回当

イ トチの木 (H=5m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×20本	1回当
展着剤	100ml×6本	1回当

ウ ブンゲンストウヒ (H=5m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×15本	1回当
展着剤	100ml×4本	1回当

エ フジの木 (H=5m以上)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×2本	1回当
展着剤	100ml×1本	1回当

オ シダレ桜 (H=5m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×2本	1回当
展着剤	100ml×1本	1回当

樹木病虫害防除数量内訳表

区 分	南北園路、北口駐車場、ハイウェイオアシス入口				南口駐車場、ハイウェイオアシス駐車場				南口駐車場、池周辺				規 格・寸 法	
	本 数	回 数	単 価	金 額	本 数	回 数	単 価	金 額	本 数	回 数	単 価	金 額		
ナンゲンストーチ	200	2		0	224	2		0						
イチイ(円錐仕立て)									121	2				
トチの木									6	2				
フジの木									9	2				
シダシ桜														
小 計	200				224				136					
合 計	本 数 560 本													

決 定 書

表示・施行上の注意		発送スタンプ		文書番号	第	号
				施 行 令 和	年	月 日
				決 議 令 和	年	月 日
				起 案 令 和	年	月 日
理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長 兼 所 長	課 長	合 議		担 当 課
						担 当
<p>標 題 草刈り業務の委託について</p> <p>このことについて、草の生育に適した天候であったことや草刈り担当臨時職員の都合もあって草刈り作業の進捗状況が思わしくなく早急な改善が見込めないこと、また、景観保持の観点から現状を放置することが好ましくない状況であることから、次のとおり草刈り作業を委託する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業 務 内 容 別紙仕様書に示す草刈り作業</p> <p>2 契 約 期 間 令和5年7月 日 ~ 令和5年7月 日</p> <p>3 契 約 の 方 法 随意契約 「契約に関する事務取扱要領」第4条</p> <p>4 依 頼 先</p> <p>5 契 約 金 額 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)</p> <p>6 契 約 書 等 省略する「契約に関する事務取扱要領」第8条第1項第1号による</p> <p>7 支 出 科 目 大)子どもの国事業費支出 中)手数料支出</p> <p>8 添 付 書 類 業務積算書、見積書</p> <p>9 完 了 確 認 依頼した内容のとおり完了したことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 公園管理課</p>						



草刈り作業1日当たり 内訳表

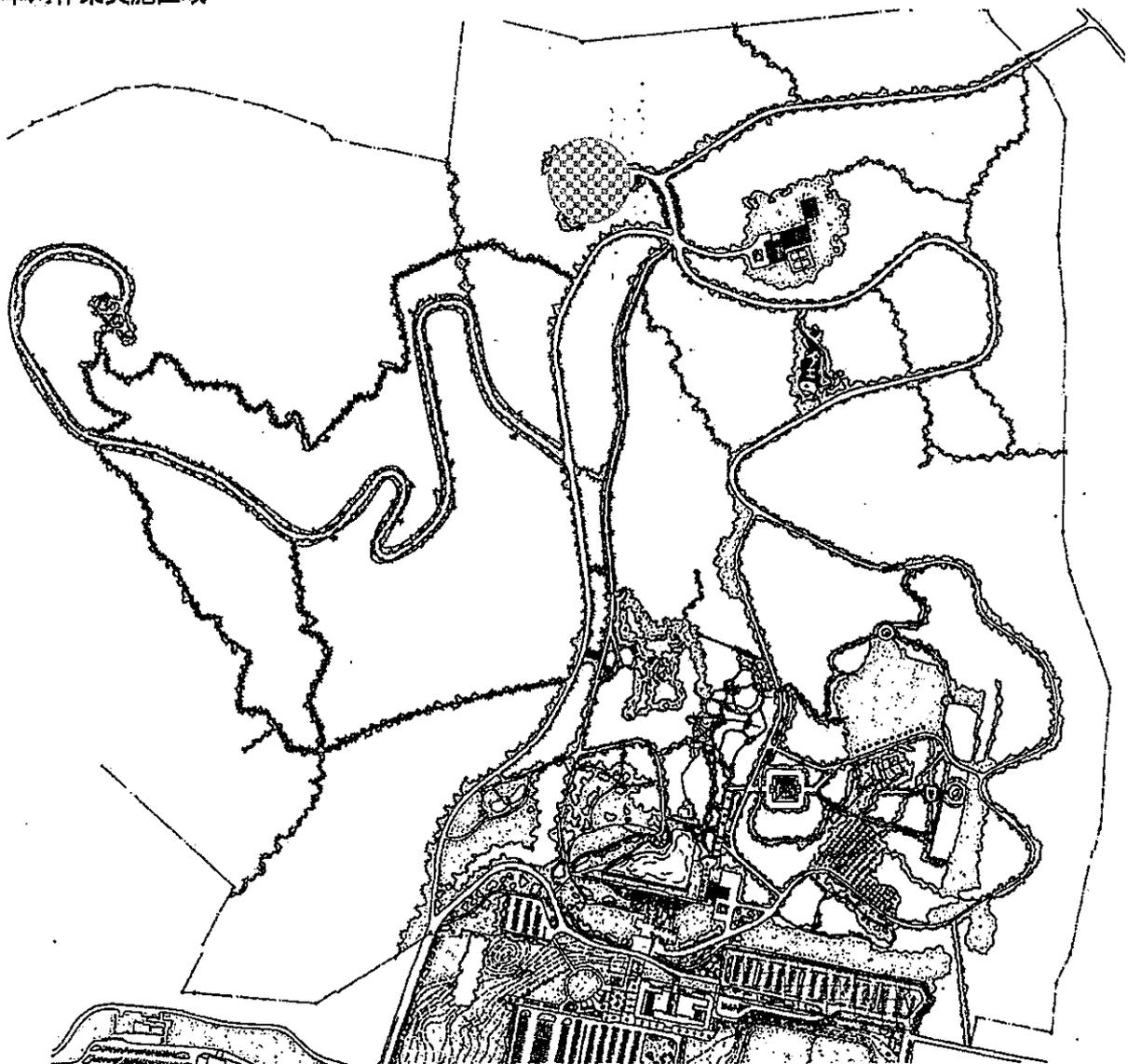
金	0 () 円		() 円		内特殊二次製品		()は内数で 特殊二次製品の金額
	名称	形状寸法	単位	数量	全	体	
				公 示	非 公 示	単 価	金 額
				公 示	非 公 示	単 価	金 額
草刈作業	特殊作業員	人		10			0
機械損料	刈払機・ブロワ	台		10			0
計							0



草刈業務仕様書

- 1 実施期間 令和 5 年 7 月 日から同年 7 月 日まで
- 2 実施区域 下図に示す区域とし、作業順序については作業当日に指示する。
- 3 実施内容
 - ・刈払機を用い草刈りを行うこと。
 - ・周囲の歩行者や車両に対する事故を防止するため十分に注意を払うこと。
 - ・樹木及び施設等の損傷に注意すること。
 - ・刈りむら刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
 - ・草刈り後は、送風機(ブロー)を用い舗装路上の簡易清掃を実施すること。
- 4 その他
 - ・作業にあたっての不明な点などは協会職員の指示を仰ぐこと
 - ・本件仕様書に定めのない事項が発生した場合は双方協議の上決定すること。

草刈作業実施区域



- | | | | |
|------------|--|--------------------|--|
| ①石山遊歩道区域 | | ②遊歩道区域 | |
| ③南口駐車場周辺区域 | | ④ジャンボすべり台アクセス路周辺区域 | |
| ⑤キャンプ場 | | | |



委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、除雪業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の除雪業務仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託業務に対する委託料の1時間当たりの単価を別紙のとおりとする。

2 1箇月分の委託料算出方法は次のとおりとする。

- (1) 1箇月の機種毎の稼働時間合計を算出し、それぞれ該当する契約単価を乗じて算出する。
- (2) 1箇月の稼働時間合計に、1時間に満たない端数がある場合は、その端数分を翌月へ繰り越すこととする。
- (3) 3月分の稼働時間合計と2月分から繰り越された端数分とを加算した合計時間に、1時間に満たない端数がある場合、30分未満の場合はそれを切り捨て、30分以上の場合はそれを切り上げる。

3 甲は、乙に対して毎月15日(当該日が銀行の休日の場合はその翌営業日)までに前項により算出した前月分の委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(従業員等)

第8条 乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

(報告義務)

第 9 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあつては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第 10 条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、乙に、通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を稼働実績に応じ第 4 条各項の規定により、乙に支払うものとする。

第 12 条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第 13 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号 以下「独占禁止法」という。)第 48 条第 4 項、第 49 条第 2 項、第 53 条の 3、第 54 条又は第 54 条の 2 第 1 項に規定する審決(同法第 54 条第 3 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 5 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第 14 条 第 11 条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、乙は、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 第 11 条第 2 項又は第 12 条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第 15 条 乙はこの契約に関して、第 13 条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第 4 条第 1 項に規定する委託料総額(1 時間当たりのそれぞれの単価に、それぞれの単価に該当する車両の昨年度稼働実績時間数を乗じて得た額)の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前 2 項の規定は、この契約期間終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 18 条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲乙両者記名押印の上、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙

除雪機種別契約単価内訳

機種名	契約台数	1時間当りの1台単価
ショベルローダー(14t級)	2	円
ロータリー除雪車(200ps級)	1	円

上記単価には消費税及び地方消費税は含まれていません。

※ 機種名欄には、使用する機種の具体名(正式型名等)を記載します。

ショベルローダーについては2台の契約(登録)を予定しており、使用する機種が同一型名ではない場合は、欄を増やし全ての機種名を記載します。

除雪業務仕様書

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)が発注し、
(以下「乙」という。)が受託する除雪業務に適用する。

1 除雪区域

- (1) 通常の除雪区域は、別紙1図のA区域及びB区域とする。
- (2) 必要に応じ別紙2図の区域について除雪を実施することがある。
- (3) 除雪に当たっては、別紙1図中の注意書きに留意すること。

2 使用する除雪車両等

(1) 車両の詳細

- ① 除雪に使用する機種は、別紙「除雪機種別契約単価内訳」に記載されている車両を使用すること。
- ② 乙は、業務に使用する車両が乙の車両であることを容易に判別できるよう側面及び後方に、これを明確に表示しなければならない。

(2) 使用台数の指示

- ① 甲は、乙に対して、2-(1)-①に規定するショベルローダー2台を同時に使用するよう指示することができる。
- ② 乙は、①の指示を受けたときは、これを遵守しなければならない。

(3) タコメーターグラフの設置

- ① 乙は、除雪業務のために使用する車両全てにタコメーターグラフを設置し、移動時間及び廻送時間、並びに除雪に要した時間をその用紙により明確にすること。
- ② 乙は、除雪車両の運転技術員に対し、区域及び場所毎に要した時間を随時記録させなければならない。
- ③ 乙は、①のために使用する用紙は、甲の名称を記載したものをを使用すること。

3 除雪内容

(1) 早朝の除雪

降雪量が15cm以上であり自動車等の運行が困難と認められる場合は、次により除雪を実施すること。

① A・B区域共通事項

通常の園路等の除雪にあたっては、ショベルローダーを使用すること。ただし、園路の幅出しは、甲が指示した場合に限り、ロータリー除雪車で行うこととする。

② A区域

A区域は、南口から中央口までの園路及び南口駐車場、ハイウェイオアシス駐車場の除雪であるが、11月中に限っては中央口から公園管理事務所までの園路の除雪を行うことがある。

実施時間については、概ね午前9時頃までに完了すること。ただし、特別な事情があると認められる場合の完了時間については、この限りではない。

③ B区域

B区域の除雪は、午前5時頃から開始し午前7時頃までに完了すること。ただし、特別な事情があると認められる場合の完了時間については、この限りではない。

(2) 日中の除雪

- ① 早朝の除雪を実施した後、荒天、吹雪等により自動車等の運行が困難と認められるときは、甲が除雪の実施を指示することがある。
- ② 甲は、1-(2)に規定する別紙 2 図の区域の除雪については、必要に応じて乙に対し除雪を指示することができることとし、乙は、指示を受けた期間中にその区域の除雪を実施しなければならない。

4 安全の確保

- (1) 業務中は、常に歩行者及び通行車両又は駐車車両に細心の注意をはらうこと。
- (2) 施設及び樹木等に損傷をきたさないよう留意すること。
- (3) 作業により施設及び樹木等に損傷が生じた場合は、速やかに報告するとともに、甲の指示に従い原状に回復すること。
- (4) 作業中の事故(人的、物的)による損害は乙が負担すること。

5 作業日報の提出

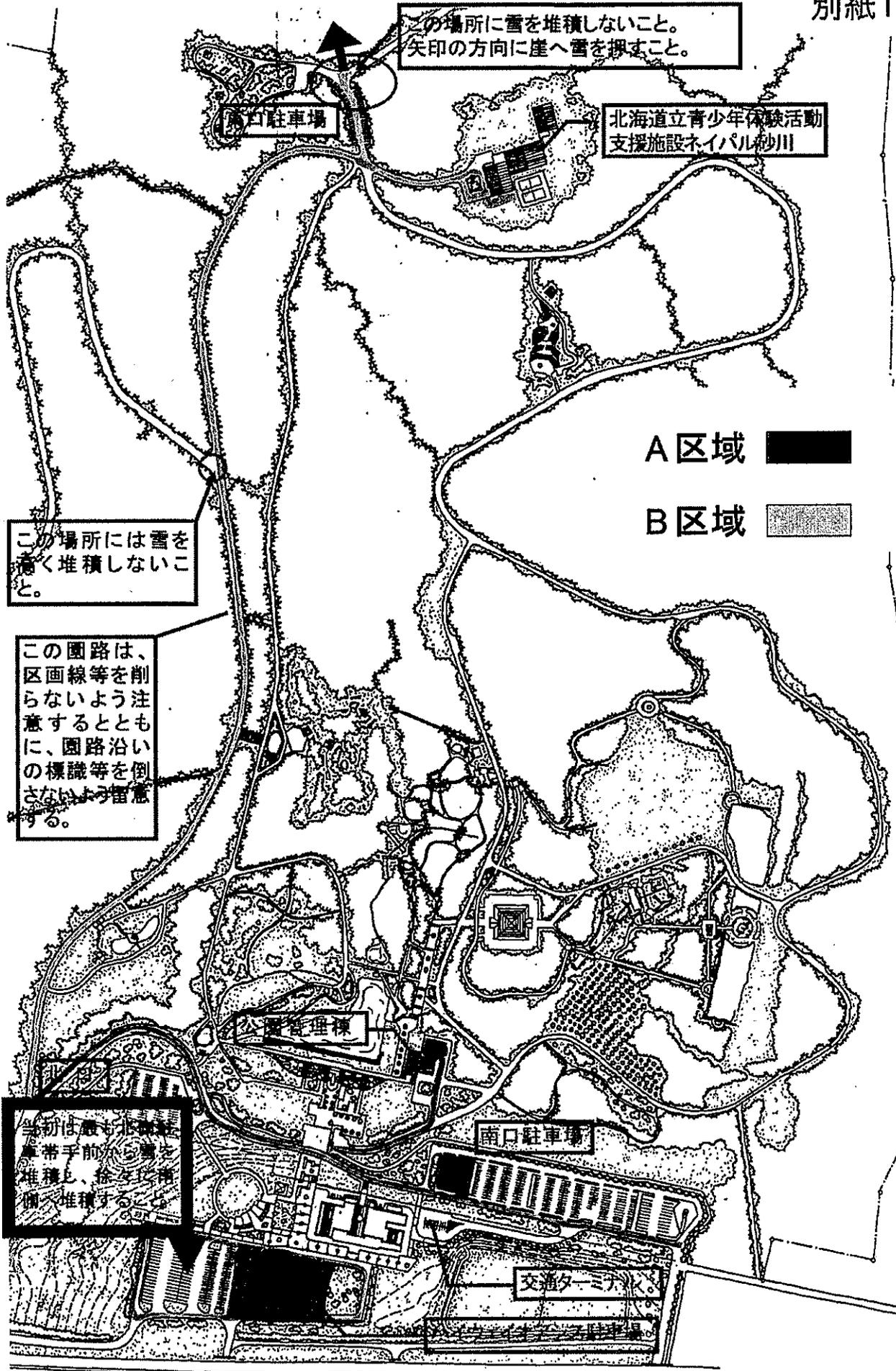
- (1) 除雪を実施したときは、その翌日(当該日が日曜日及び祝日の場合はこれらの翌日)の正午までに、作業日報(別紙3)を提出すること。
- (2) 提出する作業日報には、車両に設置されたタコメーターグラフの原本を添付すること。
- (3) 作業日報の記入方法として、別紙4に朱書されているとおり記載することとし、走行距離欄は、車両のメーターと一致させること。ただし、走行距離メーターが装備されていない場合は、この限りではない。
- (4) 実働時間は、除雪開始から除雪完了までの時間とし、除雪区域と車両保管場所との往復に要した時間は除外する。なお、この実働時間内であっても、休憩又は整備等に要した時間等については、実稼働時間から除外すること。
- (5) 乙は、業務の始終業時に必ず車両状態の点検を実施し、その結果を作業日報に記載すること。

6 書類等の提出

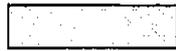
- (1) 乙は、次の書類の写し又は写真を提出すること。
 - ① 自動車検査証
 - ② 車両運転者の運転免許証
 - ③ 車両系建設機械運転資格証
 - ④ 外観写真(前方・横方)
- (2) 乙は、次の事項を記載した計画書を提出すること。
 - ① 車両保管場所から業務区域までに走行する経路略図
 - ② ①の走行距離
 - ③ ①に要するおおよその所要時間

7 その他

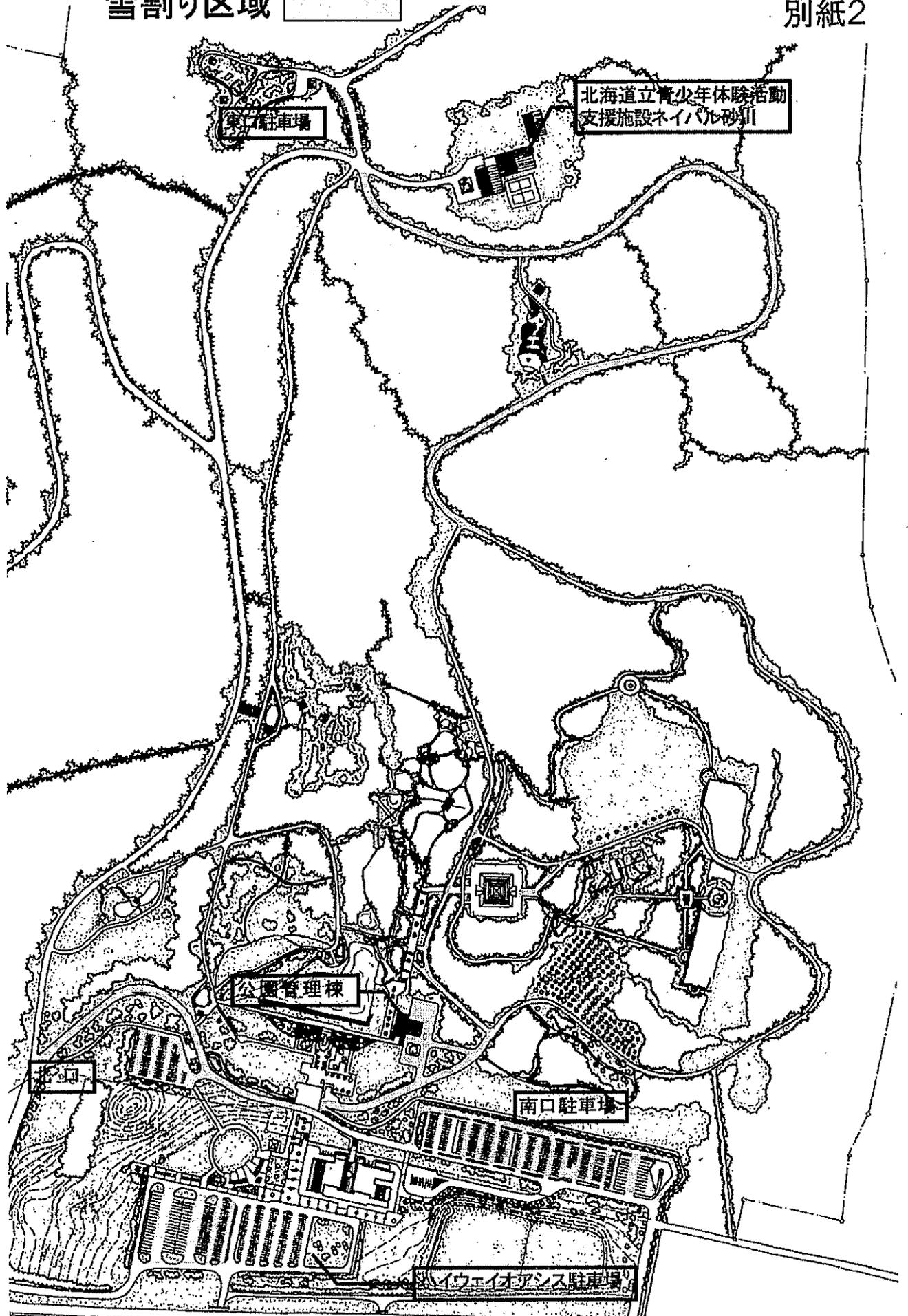
契約書及び仕様書に定めのない事項は、甲乙双方協議の上決定する。





雪割り区域 

別紙2





作 業 日 報

別紙3

令和 年 月 日 曜日 機種名

安全管理者		運転者		助手																					
出庫時メーター		Km		入庫時メーター																					
		Km		走行距離																					
				Km																					
作業時間	時間 内訳	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	実作業																								
	移動																								
	廻送																								
	整備																								
	待機																								
	休息																								
	エンジン始動	時	分	実稼動時間		時間	分																		
	移動開始	時	分																						
	除雪作業開始	時	分																						
	除雪作業終了	時	分																						
	廻送開始	時	分																						
	保管場所着	時	分																						
	上記のうち休息等の時間	時	分			整備移動時間		時間	分																
		時	分																						
	時	分																							
	時	分																							
作業名	作業区域		所要時間		備考																				
始 終 業 時 点 検																									
点検箇所	判定		点検箇所	判定		点検箇所	判定																		
	始	終		始	終		始	終																	
水、燃料、潤滑油			ハブボールスタンドボール			エンジン																			
ファンベルト			タイヤ及びオイル			ジョイント回り																			
カジ取ハンドル			灯火装置			アクセル																			
タイロッド及びエンド			方向指示器			車検証及び免許証																			
ブレーキ(F・R)			窓ふき器			その他異常箇所																			
手ブレーキ			警告器																						
S/P Uポートナット(F・R)			後方鏡																						
ブラケットジャックルピン			速度計及び他計器																						
記事																									
積雪量 cm ・ 天候 ・ 路面状態																									
臨時作業指示者																									
作業完了確認者																									
会社名																									



作 業 日 報

別紙 4

令和 5 年 12 月 20 日 火 曜 日 機種名 契約機種の名称を記載すること

安全管理者	氏名を記載	運転者	氏名を記載	助手	氏名を記載																				
出庫時メーター	45,678 Km	入庫時メーター	45,765 Km	走行距離	87 Km																				
作業時間	時間 内訳																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	実作業					—	—	—																	
	移動						—	—																	
	廻送				—					—															
	整備								—																
	待機																								
	休息																								
	エンジン始動	3 時 30 分																							
	移動開始	3 時 50 分																							
除雪作業開始	4 時 20 分																								
除雪作業終了	9 時 30 分																								
廻送開始	9 時 30 分																								
保管場所着	9 時 55 分																								
	6 時 00 分 ~ 6 時 20 分											整備移動時間 1 時間 00 分													
	7 時 20 分 ~ 7 時 30 分											※整備移動時間には移動、廻送、整備、待機、休憩等の実作業時間を除いた時間を記載すること													
上記のうち休息等の時間	7 時 30 分 ~ 8 時 00 分																								
	時 分 ~ 時 分																								
作業名	作業区域		所要時間		備考																				
除雪	B 区域 北口からネイバル		1 時間 40 分																						
	A 区域 南口駐車場及び園路		1 時間 00 分																						
	A 区域 ハイウェイ駐車場		1 時間 00 分																						
始 終 業 時 点 検																									
点 検 個 所		判定		点 検 個 所		判定		点 検 個 所		判定															
		始	終			始	終			始	終	始	終												
水、燃料、潤滑油		○	○	ハブボールスタンドボール		○	○	エンジン		○	○														
ファンベルト		○	○	タイヤ及びオイル		○	○	ジョイント回り		○	○														
カジ取ハンドル		○	○	灯火装置		○	○	アークセル		○	○														
タイロッド及びエンド		○	○	方向指示器		○	○	車検証及び免許証		○	○														
ブレーキ(F・R)		○	○	窓ふき器		○	○	その他異常箇所		○	○														
手ブレーキ		○	○	警告器		○	○																		
S/P Uポート ナット(F・R)		○	○	後方鏡		○	○																		
ブラケットジャックルピン		○	○	速度計及び他計器		○	○																		
記事																									
積雪量 20 cm ・ 天候 雪 ・ 路面状態																									
臨時作業指示者																									
作業完了確認者																									
会社名																									
会社名 代表者名を記載し、契約書に使用した代表者の印を押印すること																									



令和5年度

【収 支 計 画 書】

一般財団法人北海道子どもの国協会



令和5年度 北海道子どもの国事業費年間収支計画書

(単位：円)

区分	月												合計	摘要		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
収入	大型遊戯施設収入	906,000	3,608,000	1,296,000	2,166,000	4,025,000	1,769,000	909,000	180,000	0	0	0	0	14,859,000		
	利用料金収入	0	0	20,000	204,000	331,000	16,000	0	0	0	0	0	0	571,000		
	道負担金収入	13,425,000	0	10,714,000	0	0	0	11,581,000	0	0	15,128,000	0	0	50,848,000		
支出	雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	借入金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	14,331,000	3,608,000	1,316,000	13,084,000	4,356,000	1,785,000	12,490,000	180,000	0	15,128,000	0	0	66,278,000		
	給料手当	891,000	891,000	891,000	891,000	891,000	1,736,000	891,000	891,000	891,000	891,000	891,000	891,000	891,000	11,535,000	
	福利厚生費	181,000	174,000	224,000	175,000	177,000	173,000	358,000	174,000	174,000	262,000	176,000	174,000	2,424,000		
	臨時職員費	1,276,000	2,055,000	2,017,000	2,318,000	2,079,000	2,006,000	1,611,000	1,315,000	851,000	829,000	811,000	834,000	18,002,000		
	旅費交通費	14,000	17,000	7,000	12,000	18,000	35,000	7,000	13,000	13,000	18,000	17,000	7,000	165,000		
	食料費	6,000	0	0	0	0	0	5,000	0	0	0	0	0	11,000		
	消耗品費	140,000	405,000	230,000	355,000	215,000	215,000	130,000	50,000	50,000	60,000	53,000	56,000	1,974,000		
	燃料費	32,000	97,000	70,000	70,000	70,000	60,000	66,000	55,000	55,000	155,000	155,000	155,000	1,140,000		
	修繕費	0	1,700,000	791,000	1,273,000	200,000	400,000	300,000	67,000	67,000	0	0	167,000	4,898,000		
	印刷製本費	96,000	520,000	0	0	0	0	0	41,000	41,000	0	0	55,000	712,000		
	光熱水費	247,000	447,000	425,000	439,000	612,000	441,000	369,000	305,000	274,000	323,000	347,000	301,000	4,530,000		
	通信運搬費	34,000	46,000	33,000	55,000	34,000	36,000	46,000	32,000	32,000	44,000	33,000	31,000	456,000		
	手数料	231,000	19,000	9,000	235,000	15,000	459,000	15,000	27,000	27,000	228,000	227,000	228,000	1,700,000		
保険料	357,000	37,000	0	0	0	0	0	16,000	16,000	0	0	14,000	424,000			
委託費	639,000	1,802,000	766,000	1,279,000	759,000	383,000	238,000	533,000	993,000	971,000	1,070,000	1,169,000	10,592,000			
使用料及び賃借料	233,000	142,000	143,000	56,000	58,000	55,000	57,000	146,000	448,000	445,000	447,000	444,000	2,674,000			
負担金支出	0	0	518,000	0	30,000	0	80,000	0	30,000	0	30,000	488,000	1,176,000			
原材料費	0	100,000	50,000	0	0	0	0	109,000	109,000	0	0	0	250,000			
備品購入費	0	0	253,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	353,000			
租税公課	0	0	9,000	0	810,000	0	0	810,000	810,000	0	810,000	823,000	3,262,000			
計	4,377,000	8,452,000	6,426,000	7,258,000	5,968,000	5,999,000	4,173,000	4,038,000	4,038,000	4,225,000	5,067,000	5,835,000	66,278,000			
当 月 分	9,954,000	△ 4,844,000	△ 5,110,000	5,825,000	△ 1,612,000	△ 4,214,000	8,317,000	△ 4,038,000	△ 4,038,000	10,902,000	△ 5,067,000	△ 5,835,000	0			
累 計	9,954,000	5,110,000	0	5,825,000	4,214,000	0	8,317,000	4,038,000	4,038,000	10,902,000	5,835,000	0	0			



令和5年度資金所要額明細 単位(千円)

科目	支払月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	予算額													
子どもの国事業費	66,278	4,377	8,452	6,426	7,258	5,968	5,999	4,173	4,459	4,038	4,226	5,067	5,835	66,278
給料手当	11,535	891	891	891	891	891	1,736	891	891	891	891	891	889	11,535
福利厚生費	2,424	181	174	224	175	177	173	358	174	176	262	176	174	2,424
臨時職員費	18,002	1,276	2,055	2,017	2,318	2,079	2,006	1,611	1,315	851	829	811	834	18,002
旅費交通費	165	14	17	7	12	18	35	7	13	0	18	17	7	165
食料費	11	6	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	11
消耗品費	1,974	140	405	230	355	215	215	130	50	65	60	53	56	1,974
燃料費	1,140	32	97	70	70	70	60	66	55	155	155	155	155	1,140
修繕費	4,898	0	1,700	791	1,273	200	400	300	67	0	0	0	167	4,898
印刷製本費	712	96	520	0	0	0	0	0	41	0	0	0	55	712
光熱水費	4,530	247	447	425	439	612	441	369	305	274	323	347	301	4,530
通信運搬費	456	34	46	33	55	34	36	46	32	32	44	33	31	456
手数料	1,700	231	19	9	235	15	459	15	27	7	228	227	228	1,700
保険料	424	357	37	0	0	0	0	0	0	16	0	0	14	424
委託料	10,592	839	1,802	756	1,279	759	383	238	533	993	971	1,070	1,169	10,592
使用料及び賃借料	2,674	233	142	143	56	58	55	57	146	448	445	447	444	2,674
負担金支出	1,176	0	0	518	0	30	0	80	0	30	0	30	488	1,176
原材料費	250	0	100	50	0	0	0	0	0	100	0	0	0	250
備品購入費	353	0	0	253	100	0	0	0	0	0	0	0	0	353
租税公課	3,262	0	0	9	0	810	0	0	810	0	0	810	823	3,262



人件費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
合計	1,072	1,065	1,115	1,066	1,068	1,909	1,249	1,065	1,067	1,153	1,067	1,063	13,959
職員給与手当	891	891	891	891	891	1,736	891	891	891	891	891	889	11,535
共済費	181	174	224	175	177	173	358	174	176	262	176	174	2,424
健保	54	50	51	51	51	50	102	50	51	51	51	50	662
厚年	83	81	81	81	83	80	160	81	82	81	82	81	1,056
子育て拠出	4	3	3	3	3	3	7	3	3	3	3	3	41
雇用			37				37			36			110
労災			12				12			11			35
退職手当	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480
健康診断										40			40

臨時職員費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
合計	1,276	2,055	2,017	2,318	2,079	2,006	1,611	1,315	851	829	811	834	18,002
芝生管理作業員		431	432	432	431	431							2,157
樹木管理作業員	208	0	0	286	0	0	52	234	0	0	0	0	780
刈り込み作業				156									156
冬囲い取り外し	156							234					390
風倒木処理	52			52			52						156
施肥				78									78
花壇管理作業		78	78	78	78	78	78						468
清掃作業	141	265	235	234	281	226	241	93					1,716
除雪作業									231	231	231	231	924
一般作業	874	1,230	1,182	1,237	1,237	1,182	1,189	937	530	530	529	553	11,210
外業	445	520	520	520	520	520	520	520	149	148	148	148	4,678
巡回点検員	164	163	163	163	163	163	163	163	163	164	163	163	1,958
事務補助A	172	172	172	179	179	172	179	164	156	156	156	180	2,037
事務補助B	31	125	109	125	125	109	109	30					763
事務補助C	31	125	109	125	125	109	109	30					763
事務補助D	31	125	109	125	125	109	109	30					763
事務補助E									62	62	62	62	248
共済費	53	51	90	51	52	89	51	51	90	68	51	50	747
社会保険	53	51	51	51	52	51	51	51	52	50	51	50	614
労働保険			39			38			38				115
健康診断										18			18



旅費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
事務連絡(夏)	7			6		7							20
事務連絡(冬)								7				7	14
PR(1泊)													0
PR(日帰)	7	6	7	6	7	6	7	6		7	6		65
会議研修		11			11	22				11	11		66
その他													0
計	14	17	7	12	18	35	7	13	0	18	17	7	165

食料費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
来客者用	6						5						11
													0

消耗品費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
事務用	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
利用者	50	60	60	60	60	60	40	10	25	20	10	10	465
作業用	50	50	50	50	45	45	40	10	10	10	10	13	383
安全衛生	30	40	50	50	40	40	40	20	20	20	23	23	396
花購入		185		185									370
草花管理等		60	60		60	60							240
計	140	405	230	355	215	215	130	50	65	60	53	56	1,974

燃料費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
公用車ガソリン	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	168
スクーター等ガソリン		10	10	10	10				20	20	20	20	120
草刈機等ガソリン		18	18	18	18	18							90
トラック軽油	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
その他機器軽油	10	20	20	20	20	20	10						120
灯油		27					34	33	113	113	113	113	546
計	32	97	70	70	70	60	66	55	155	155	155	155	1,140

修繕費

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
ピラミッド		300		300									600
ふしぎの森遊具		300		300									600
ヤッホーの森遊具		300		300									600
自動車(バン)			210										210
自動車(トラ)												167	167
外灯			500										500
各所トイレ修理		200		200	100		100						600
遊水設備修理			81										81
園路・階段等補修		150					100						250
備品修繕		150				100							250
水道設備修繕		200				200							400
その他施設修繕		100		173	100	100	100	67					640
計	0	1,700	791	1,273	200	400	300	67	0	0	0	167	4,898

